
令和4年 第21回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年9月13日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和4年9月13日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は、10人です。

ただいまから、令和4年第21回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。3番、平田康雄議員。

3番 平田 康雄議員 質問事項

1. 小・中学校における不登校への対応や支援策などについて
2. 「大刀洗町地域公共交通計画」に基づく施策の計画的な実施や見直しなどについて

○議員（3番 平田 康雄） マスクを外して質問させていただきます。

では、改めまして、おはようございます。議席番号3番、平田康雄です。私は、小中学校における不登校への対応や支援策及び大刀洗町地域交通計画に基づく施策の計画的な実施や見直しの2点について質問いたします。

まず最初に、不登校問題について質問をいたします。

昨年度の議会報告会において、住民から不登校についての問題提起がありました。その内容ですが、中学校では学力の向上などが課題として上げられるが、不登校数が全校生徒の10%にもなっている現状において、不登校問題は中学校における最大の課題ではないか、教育委員会として、きめ細かな対応が必要であるとのことでした。

また、本年度の報告会においても、不登校問題について多くの方から意見が出されました。

主として、不登校の改善についての意見が多かったわけですが、中にはタブレットを活用したライブ配信ということで、不登校者を対象とした授業の実施などについての意見もありました。

一方、国においては、6月7日に、今年の経済財政運営と改革の基本方針が閣議決定されましたが、方針の中で、少子化対策と、こども政策では、児童虐待や、いじめ・不登校などは待ったなしの課題として指摘されています。そのため、国では、子供に関する政策を社会の真ん中に据えていくというようなことで、来年の4月1日に、こども家庭庁が創設されることになっていま

す。

そこで、質問でございます。1つ目の質問は、本町における不登校の定義や実態についてであります。

まず、不登校の定義についてですが、不登校については文部科学省が定めた定義がありますが、別途町独自の定めがあるのでしょうか。本町ではどのような状態のことを不登校と定めているのか。

次に、小中学校における不登校の実態についてですが、不登校数や不登校率、過去5年間の状況はどうなっているのか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員の質問に、本町における不登校の定義と、それから、小中学校の不登校の実態について答弁いたしたいというふうに思います。

この不登校問題については、先ほどの議会報告会でもいろいろと御心配、そして、御指摘のお声を聞かせていただいておりますことにつきましては認識しておりますし、非常に、今後も真摯に取り組んでまいりたいというふうに思っているところです。

それでは、最初の不登校の定義の問題についてですが、本町では、長期欠席、いわゆる不登校に関する独自の定義は定めておりません。文部省が示す定義に基づいて進めております。

文部科学省は省令等で、不登校児童生徒は何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間の欠席が、連続または断続して30日以上欠席した者、ただし病気や経済的な理由によるものを除いたものというふうに定義しています。

次に、御質問の本年度の小中学校における不登校児童生徒数や不登校率についてですが、令和4年7月末調査現在で、3小学校で11名、率として1.2%です。中学校では14名、3.4%となっています。

次に、過去の5年間の状況ですが、まず小学校では、平成29年度から11名、30年度が11名、同じく。令和元年度が12名と横ばいでしたが、令和2年度16名をピークに昨年度は14名と少しずつですけれども減少しています。

次に、中学校では、同じく平成29年度22名、30年度39名、令和元年度44名、これをピークに令和2年度は42名、令和3年度、昨年度ですが33名で減少してきているところです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質疑は、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

近年、不登校は減少傾向にあるということですが、それでもまだかなりな数に上っていると思っています。これは、やはり無視できない問題じゃないかと思います。

教育委員会では、不登校になる要因、これはどんな点にあるとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 令和2年度、文部科学省が不登校児童生徒の実態調査というものを12月に行われております。その中に、不登校の要因でございますけれども、主に3点あるようでございます。

1つ目に、身体の不調、これにつきましては、学校に行こうとすると、お腹が痛くなったりすること、また、2つ目に生活のリズムが乱れているということでございまして、朝起きられなかったりすることがあるようでございます。3つ目には、友人関係があるようでございます。これが単独であるわけではなくて、複合的に重なってあるように思われているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 3点の大きな要因があるということですが、様々な、そのほかにもあると思いますけれども、不登校になる要因というのは、小学校、中学校、あるんですけども、何らかの違いがあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

不登校になる要因でございますけれども、先ほどの調査の中でも見ましたけれども、小学生と中学生では何らかの違いがあるかもしれませんけれども、何分要因が複雑、複合的に重なっております。文科省の調査資料を見たところですが、大きな差はないようでございまして、明確なものはないように思われます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 本町における不登校の状況ですけれど、特に何か留意すべき点はありますか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

多分、以前ですけれども、不登校というものは意外と中学生とか小学校の高学年などが多かったんじゃないかと思っていますけれども、現状としましては、特に小学校の低学年とかからも不登校、いわゆる低年齢化が進んでいるのではなかろうかというふうに、その点について留意すべきではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに住民の意見でも、不登校となると前提として中学校というような感じがしておりましたけども、今の教育長の説明では小学校もかなりおられるということで、低年齢化ですかね、ちょっと問題があるような気がします。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、不登校に対する教育委員会の対応とか支援策であります。

先ほども申しましたけども、議会報告会において不登校率が10%、先ほど若干下がったように言われましたけども、そういった状況の中で不登校問題は大きな課題であると、積極的に取り組むべきじゃないかとの意見がありました。

また、不登校者を対象として、タブレットを活用したライブ配信、こういったのをやって援助したらどうかというような意見もありました。

そこで質問ですけども、1つ目は、不登校への対応状況と支援策についてであります。教育委員会では、不登校問題に対し、どのように対応されているのか。また、どのような支援策を講じられているのか。

それから、2つ目は、不登校者に対しタブレットを活用したライブ配信ですね、こういったのはできないか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員の質問の、教育委員会としての小・中学校における不登校への対応や支援策について答弁いたします。

具体的な不登校の対応ということについて、教育委員会では、当然、学校での授業づくりも含めて、これは取組を進めているわけですけども、人的な部分で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、それから、特別支援教育コーディネーター、子ども支援ワーカー等を配置しながら、児童生徒や保護者等の相談、あるいは面談を行ったりして、学校と情報を共有するなどして、その状況把握に努めながら、どのような支援が適切なのかということを検討し、行っているところでございます。

また、大刀洗町教育委員会と、お隣の小郡市教育委員会で、特に不登校児童生徒を対象に、学籍のある学校とは別に部屋を準備し、学習援助をしながら本籍校に復帰できることを目標にした、これは宝城校区にありますけども、小郡市の。適応指導教室りんくを運営しているところでございます。

また、大刀洗中学校では、令和元年度から独自の校内学習室、別室においてですけども、校舎

の3階にラポールを設置し、時間が空いた教師が入れ替わり、また、補助教員を含めて学習指導を入っているところでございます。

先ほどの御質問にありましたタブレットの活用についてですが、ライブ配信については、かなり、不登校対応だけではなくて実施をさせていただいているところです。特に不登校児童生徒に対しては、小中学校の一部の教科において既にライブ配信を行っています。

ライブ配信をするこの教科等については、学校が児童生徒本人や御家族と話し合っていて決めているところです。引き続き、できる範囲でライブ配信を継続していきたいと思っているところです。

以上で、平田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど、適応指導教室りんくですかね、子供たちが学校に復帰できるようにということで、小郡市の方と一緒に適応指導教室を運営されているということですが、この適応教室の設置場所、小郡ですかね、この指導体制、こういったのはどうなっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

適応指導教室でございますけども、小郡市の二森にあります旧宝城保育園の跡地でございます。小郡の小郡市教育センターの中に設置されておりまして、この教室には児童生徒が再び登校できますように、教育相談員を4名配置されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 教育指導員を4名というのは非常に手厚いですよね。

では、そこに何名の生徒が利用されているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 適応指導教室につきましては、先ほど答弁しましたとおり、大刀洗町と小郡市のほうで運営しておりまして、現在通学されているお子さんにつきましては、本町からは1名で、小郡市のほうから4名、合計5名の生徒さんが利用されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 指導体制が非常に充実している割には利用者が少ないということですね。小郡市の二森ですかね、遠いから個人じゃ行けないですよね。やっぱり親が送迎しているということじゃないかと思えますけども、そういったすばらしい施設であれば、これ、町内に設けることはできないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 適応指導教室は、退職された小中学校の先生方を中心に指導体制、先ほど言いました教育相談員4名が配置されている状況でございまして、小郡市と一緒に運営しておりますけども、大刀洗町単独で設置運営することは財政的にも厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質疑は。

○子ども課長（平田 栄一） 追加でございます。

○議長（安丸眞一郎） 再度ですか。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） すみません。そこで、先ほど言いました大刀洗町単独では設置することは大変困難ということで答弁しましたけども、先ほど教育長が答弁しました中でありましてとおり、中学校内にラポールがありますので、そこで不登校の削減に努めておる状況でございます。

ラポールにつきましては、学校の中には行けますけども教室に入れないお子さんたちがあるので、そのようなお子さんたちが今現在19名利用されておりますので、このラポールというのが不登校の低減に寄与しているものではなかるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 不登校数はかなり減っているけども、予備軍としては、19名はおられるということで、この19名は何とかして不登校にならないように指導していくというのは非常に大切で、そういった教室はぜひ続けてほしいなと思います。非常に有効じゃないかと思えます。

そこで、3つ目の質問に移ります。

6月7日に政府は、経済財政運営と改革の基本方針を閣議決定し、来年4月1月に、こども家庭庁が創設されるということになったことから、今後、不登校などに関する様々な政策が打ち出されてくるんじゃないかと私は思っております。

それで、本町でも、こども家庭庁の創設を巡って施策の検討が行われているんじゃないかなとは思いますが、そこでちょっと質問したいと思います。

こども家庭庁の創設に対する対応についてでございます。

1つは、こども家庭庁が創設されますが、どのように対応されるお考えでしょうか。教育委員会の考えや対応策をお聞かせください。

それから、次に、国においては、こども家庭庁の創設に併せて新たな施策や各種事業が検討さ

れていると思っているわけですが、本町においても不登校問題を解決するための独自の施策、これを検討されているのでしょうか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員の質問の、こども家庭庁の創設に対する対応について答弁させていただきたいというふうに思います。

御質問にありましたように、本年6月に経済財政運営の改革基本方針を閣議決定ということでされました。

そのことについて、その中で、不登校問題につきましては待ったなしで取り組むべきだということで、それ以前に国においてもこの解決に向けて、やっぱり様々な要因がありますので、子供たちの支援として総合的な支援を考えていくことが必要であるということで、この創設に対する対応についての前ですが、まず、平成28年度の児童福祉法の改正により、市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置に努めなければならないと規定されています。

さらに、子供の政策の新たな推進体制に関する基本方針、これは令和3年12月の21日の閣議決定でございますが、それに基づいて、先ほど議員が質問されました、こども家庭庁設置法等が第208回通常国会で成立いたしました。

国は、その中で令和5年4月1日に、こども家庭庁を創設するとともに、児童福祉法の一部を改正し、子育て世帯を包括的に支援する、こども家庭センターの設置を令和6年4月以降に全国の市町村へ努力義務を課しております。

そこで、本教育委員会としましては、まず、健康管理センター、現在あります。これを改修し、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子供と、その家庭及び妊産婦等を対象にして、まず1点目に、子ども家庭支援全般に関わる業務、例えば実情の把握、それから情報の提供、相談や連絡調整、2点目に、要支援児童及び要保護児童等への支援事業、3点目に、関係機関等との連絡調整、4点目に、そのほかの必要な支援が出てくると思いますので、そういったものを推進しようと考えております。

また、健康管理センターの改修に伴い、学校に行けない、どうしても、こういった児童生徒がいます。そういう児童生徒を対象に、自由に学習できる学習室を設ける計画であります。

不登校問題に関する新たな政策については、今後の国や、それから県の方針に沿って対応策を検討していきたいと考えていますが、先ほど申しましたように、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども支援ワーカー等々の、通じながら引き続き必要な支援を行ってきたいと考えているところです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 様々な施策を今後行っていこうという構想があるということですが、やっぱりスクールソーシャルワーカーとかカウンセラー、こういったのは非常に効果があるんですね。

そこで、健康管理センターを改修して、学校に行けない児童生徒が自由に学習できる場を設けると、学習室を設けるということですが、現在、中学校に設置されて、先ほど言われましたラポールですか、その関係はどうなるのでしょうか。ラポールを移転されるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

ラポールにつきましては、先ほど教育長の答弁がありましたとおり、大刀洗中学校独自で設置しているもので、中学生を対象としたものでございまして。

また、令和6年度の計画でございますけれども、健康管理センターの改修に併せて設置する予定の学習室のほうにつきましては、学校に通えない児童生徒が好きな時間に通って自由に学習できる場ということでございますので、やはり、そこは差がありまして、ラポールを健康管理センターの方に移設するという計画ではございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ということは、ラポールは中学生対象だけでも、この新たに設ける学習室というのは、小学生も中学生でも誰でもいいということになるんですかね。そういう居場所づくりというのは非常に大切だなと思いますから、ぜひ設けていただきたいなと思っております。

それから、次の不登校問題に対する新たな施策、これは国の方針に沿って対応するということですが、国の施策を待つんじゃなくて、町独自の施策を早急に検討して、できれば来年度予算に反映するとか、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

町独自の新たな施策につきましては、先ほど教育長が答弁しましたとおり、令和6年度に子ども家庭総合支援拠点を設置する方向で検討しておりますので、来年度につきましては、健康管理センターの改修工事につきましてはの予算を計上したいというふうに考えているものでございます。

また、現在実施しております不登校に対するライブ配信等につきましても、不登校の居場所として設置しているラポールなどの運営など、そういうものにつきましても引き続き実施してまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ぜひ、しっかりと対応していただきたいなと思いますけども、不登校問題というのは非常に大きな、全国的にそうですけども大きな問題であります。対象者も多くて、問題も複雑化しているということで、今の人員で、色々、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとか入っておりますけども、今のメンバーでは対応できないんじゃないかと思いません。

そういった現在設置されている先ほど言いましたスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、こういった人的配慮、こういったものを増員する考えはないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

現在、本町におきましては、先ほどの教育長の答弁と重複いたしますけども、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、特別支援教育のコーディネーターや子ども支援ワーカーを設置しておりますけども、これ以上の増員につきましては困難ではなかろうかというふうに思っております。

ただし、先ほど申しました国の方針での子ども家庭総合支援拠点の設置に併せまして、大刀洗町の人口からしますと専門員を2名設置することになるようなこととなりますので、今後につきましては、専門員の設置に向けて、今後、財政当局等を含めまして、いろいろ協議を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 近年、児童とか生徒の数が大きく減少しております。そういう中で、全国的に見ますと、小中学校における不登校数というのは年々増加傾向にあるということであります。

子どもたちがどのような理由で学校に行けなくなったのか、これには学校とか友人関係のみではなくて、家庭における親子の関わり方、こういったのも含めて様々な事情があると、そういうことで、全てを解決するのはなかなか容易なことではないだろうと、特に学校だけでは、あるいは教育委員会だけでは難しい面があるというふうに思っておりますが。

やはり、不登校と一くくりにするんじゃなくて、生徒一人一人に目を向けたきめ細かな対応が必要になっているというふうに私は思っているところであります。

この問題は、将来的には、ひきこもりにつながる可能性があるんじゃないかなと私は思っているわけですけども、そういうことで、早い段階で原因を見極めて、不登校にならないような指導

を徹底してやっていくと、また、支援策を起こしていくということが重要ではないかと思えます。

現在、本町においては、先ほどから言われますように、不登校対策としては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の人的配置がしっかりとなされていると。それから、タブレットを活用したライブ配信は一部行われているし、教室に入れなない生徒の居場所としてラポールが設置運営されているということで、かなりな対応がされていると思っております。

それから、先ほど教育長から中学校の不登校数について報告がありましたけども、不登校数はかなり減っていますけども、先ほど言った様々な対策、そういった効果がじわっと出てきているんじゃないかなと思えます。

6年度には子ども家庭総合支援拠点を設置するというですし、学校に行けない児童生徒が自由に学習できる学習室を設けるということでございます。さらには2名の専門員を検討するというのでございますので、そういう面では大いに期待したいと思えます。

以上で、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。

2点目は、地域公共交通計画の実施状況に関する質問です。

本町においては地域公共交通を推進するために、3月に大刀洗町地域公共交通計画が策定されました。本計画では、既存の公共交通の現状、問題点、課題を踏まえ、本町に望ましい持続可能な地域公共交通の姿を明らかにすると、その実現に向けた住民、交通事業者、行政の役割、取組の方針を定めるということになっております。

この計画に基づきまして、4月1日から、のりあい定額タクシーの試行運行が始まりましたが、この件については、4月の2日付西日本新聞に「大刀洗町において、のりあい定額タクシー運行開始」と大きく報道されました。

報道の内容としては、町でコミュニティバスを試行運行した結果、高齢者を中心にバス停から自宅までが遠いなどの声が多くて、自宅で乗車できる、のりあい定額タクシーの導入を決め、町外のタクシー3社に運行を委託したというような内容でした。

現在、試行運行開始から既に2か月以上経過いたしましたけども、こののりあい定額タクシーの運行は計画どおりに進んでいるのでしょうか。

それから、一方、計画では、地域公共交通計画の中で、路線バスを継続的に維持していくための運行支援に取り組むとともに、パーク&ライド事業の継続や待合環境の整備による利便性向上を図るというふうに定められていますけども、具体的な事業計画というのは進められているのでしょうか。

そこで、質問をいたします。1つ目は、7月から試行運行が始まった、のりあい定額タクシーの運行状況についてであります。現状における試行運行はどのような状況なのか、定額タクシー

の登録者数や利用者数、それから、校区ごとの状況などが分かればぜひ教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の大刀洗町地域公共交通計画に基づく施策の計画的な実施や見直しなどについて答弁をいたします。

のりあい定額タクシーの運行状況についての質問です。登録者数、校区ごとの登録者数及びタクシー利用者数、校区ごとの利用者数については、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

7月末時点での登録者数でございます。登録者数は、7月末で199名となっております。

続いて、校区ごとの登録者数でございます。大堰校区から52名、本郷校区54名、大刀洗校区31名、菊池校区59名、町外3名となっております。延べ利用者数でございます。大堰校区が43名、本郷校区が65名、大刀洗校区が29名、菊池校区が43名となっております。このうち実利用者数でございますが、大堰校区が16名、本郷校区が19名、大刀洗校区が11名、菊池校区が13名。

以上となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問をします。

いろいろ数が、校区ごとに説明していただきましたけれども、公共交通計画を見ますと、そこに評価指数というのがあります。評価指数では、1日当たりの乗客数を20名以上というふうにされていますけれども、先ほど7月末の利用者数が発表されましたけれども、大体これを1日当たりになると大体何名ぐらいになるのでしょうか。

それから、評価指数はかなり下回っているような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、のりあい定額タクシーの乗車人数、大刀洗町地域公共交通計画にあります目標値、2026年までの分でございますが、20名となっております。現在、7月末現在でいきますと1日当たりは7.2名となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） まだ1か月の実績ですから、なかなか難しい面はありますが、

1日当たりの乗客数というのは評価指数の半分以下というふうになっているようでございます。

まだ1か月ですので、よく分からんところはありますかと思いますが、利用者数が少なかったのはどういう点に問題があるとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

1日当たりの乗客数が少なかったところの問題点でございます。

実際5月9日より、ひばり号の申請を開始させてもらっておるところでございます。まずは広報等で周知をいたしまして、校区センター等でも受付が可能となっております。そのほか全戸配布のチラシなどを配らせてもらっておるところです。

実際、随時地域から、老人クラブの会合のときに説明をしてくださいとか、民生委員さんの会議などで私どもも出向かせていただいて説明をしておるところでございます。

また、公共交通会議の方に、各校区から民生委員さん、老人クラブ会長さん、区長さんの皆様方に入ってもらって、そこから周知をしてもらっておるところで、該当の方にはなるべくお知らせが行くように努力をしておるところでございます。

そういうことから7月1日にスタートしまして、また、現在までの間で利用者数が目標値に達してないことに関して、ここで大きな問題があるというふうには考えておりませんで、今後も引き続き積極的に地域のほうに出向かせていただいて周知を進めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほど申しましたとおり、かなりいろいろ努力されているけども、期間がまだ短かったということで、確かに判断は難しいなというのは分かりますけども、ただ、その数字を見ますと、大刀洗校区がほかの校区よりもかなり少ないと、登録者数、利用者数、少ないような気がしますけども。

大刀洗校区以外で、福岡市とか久留米市に行く人、これは甘木線を使ったり、大堰駅、本郷駅から乗ると、それから、甘木鉄道の西太刀洗駅を利用されるけども、大刀洗校区では端間駅とか小郡駅、そちらのほうに、そういうところから乗車される方が多いわけですね。

しかし、町外の駅というのは目的に含まれていないので、どうしてもタクシーの利用が少ないということになるんじゃないかと思うんですけども。

そこで質問ですけども、他の校区に比べて、大刀洗校区の利用者が少なかった、これはどういうことでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗校区の利用者が少なかった点の問題点ということでございます。

大刀洗校区は、ひばり号を運行するに当たり、事前から校区独自で巡回バスのほうを運用されておりまして、こちらは今回のひばり号にも大変参考とさせていただいた校区の良事例というふうに思っております。

そちらが運用されておるため利用者が二分しまして、現時点では、のりあいタクシーを利用される方、そして、校区での独自の巡回バスを利用される方に二分しまして、現時点では最も少なくなっているのではないかとというふうに分析をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに言われたように、巡回バス、これは無料ですからね、そちらを利用される方が多くて、それを足せばもっと多くなるということですかね。それは当然かも分かりません。

次に、登録者数ですけども、計画段階では、登録者数は何名程度想定されていたんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

登録者数についてでございます。先ほど来申し上げます7月末時点では現在199名ということでございますが、特に登録者の目標数値を何名というふうに想定はしておりません。一方で、令和4年度の予算ベースでは、利用者数が1日に20名とした想定で計上させてもらっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、のりあい定額タクシーの試行運行の結果に基づく運行計画の見直しについてであります。

見直しすべき点が2点あると私は思っております。

1つ目はタクシー料金に関することです。

現在、定額タクシーは1人当たり500円、または300円で乗車できますけども、乗車された方はそれぞれ料金を払う必要があります。仮に500円といたしますと、夫婦で買物に行くという場合は、往復ですから2,000円要るわけですね。なかなか利用しにくいんじゃないかなと思います。

以前、説明がちょっとだけありましたが、当初案では、複数の方が乗車された場合でも1台当たり500円、あるいは300円というふうな話がたしかありましたが、そういうこと

であれば、かなりこのタクシーの利用が増えるかなと思っていたところでもあります。

現在、一般のタクシーは、何人乗っても料金は定額となっています。この、のりあい定額タクシーも、やはり定額にすべきじゃないでしょうか。

それから次に、運行時間とか運行目的に関することでもあります。

6月末まで運行された巡回バスですね、これは主として高齢者対策ではないかというような意見がありまして、そういった点を踏まえまして、のりあい定額タクシーは、若者も利用できるように若干時間を延長したりしたということでしたけども、実際に高校生が乗るには、塾があって、早く行って、暗くなって遅く帰るということで、なかなか時間帯から見ても、目的からいってもこれは非常に難しいと思っております。

運行時間というのは、試行運行の結果を基に再検討をするというようなことをございましたけども、ぜひ、その見直しに当たっては、高校生などが利用できるような時間帯、これにさせていただきたいなと思います。

また、目的については、例えば西鉄大牟田線の端間駅とか、甘木線の松崎駅、また、町外の一部の駅を運行目的に加えれば、高校生などの利用が増えて、1日当たりの20名という公共交通計画の評価指数、これが達成できるんじゃないかと思えます。

そこで、質問ですけども3点あります。

1つ目は、試行運行の計画の見直しについてですが、どういった点をポイントとして見直しをされるのか。2つ目は、複数で利用した場合の料金については、当初案どおり複数の方が一緒に乗車した場合でも1名分の料金にできないか。それから、3つ目は、運行時間や目的について、高校生が利用できるような運行時間や目的になるように見直しできないか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の御質問にお答えをいたします。

試行運転の結果に基づく運行計画の見直しについての御質問でございます。

まず、1点目の見直しのポイントについてですが、この、のりあい定額タクシーについては、本年7月から運行を開始したばかりであり、まずは今年度の運行状況を見極めて、地元区長や民生委員さんなどで構成される地域生活交通検討会議や交通事業者、国・県、警察等で構成される地域公共交通活性化協議会において意見などもお伺いしながら、見直しが必要かどうかも含めて今後判断をしてまいりたいと考えております。

次に、複数で乗車した場合の料金についてでございますが、のりあい定額タクシーについてはコミュニティバスの一形態として運行いたしているところございまして、現在のところバスや電車と同様、複数の方が同一場所から乗車しても、未就学児の同伴を除き、利用者それぞれから

料金を頂く取扱いとしてございます。

また、当初制度を検討する中で、複数人の割引案についても検討してまいりましたが、国や運行主体のタクシー事業者から、まずはシンプルな内容で運行をスタートさせたいとの御意見もあり、現在の料金体系にしたところでございます。

次に、高校生が利用できる運行時間や目的地についてでございますが、まず運行時間につきましては、運行委託しているタクシー事業者と協議の上、現在、月曜から土曜日までの朝7時から夕方18時までとしているところでございますが、朝の時間帯につきましては、事業所の勤務の都合上、これ以上早くすることは現状では困難とお聞きをいたしております。

一方、夜の時間帯については、運行自体は可能でございますが、利用目的や費用面等を総合的に勘案の上、何時まで対応していくべきか検討が必要と考えてございます。

次に、目的地についてでございますが、公共交通の整備については、第5次の大刀洗町総合計画でも掲げておりますとおり、公共交通利用者の減少と、交通弱者の増加を踏まえ、既存の公共交通の維持、それと、補完的な交通手段の創出検討、この2つが、双方が柱だというふうに考えてございます。

この点、のりあい定額タクシーについては、公共交通空白地域の交通弱者を支援するために、鉄道駅やスーパー、病院等への移動する補完的な交通手段として運行を開始したところであり、既存の公共交通の維持の観点からは、町外の駅を目的地とすることは、既存の鉄道事業者などにマイナスの経営上の影響も懸念される場所であり、目的地については原則として町内に限定しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町長からそれぞれ御回答を頂きましたけども、まだ試行運行を始めて2か月余りということで、見直しに関する判断というのはなかなか難しい面があるようでございます。

まず1点目、ちょっと質問したいんですが、計画の見直しについては、見直しが必要かどうかを判断するというふうな回答だったと思いますけども、見直しを行うかどうか、この判断、この時期はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、お答えいたします。

これは7月1日の運行よりおよそ1年間を試行運行期間というふうに担当の方では考えておりますので、見直しの時期に関しましては、2つの協議会で議論をしながら都度必要に応じて行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 運行時間とか目的についてですけど、大刀洗校区以外では町の契約の基づいて電車の駅までタクシー利用ができる、でも、なかなか大刀洗校区では利用しにくい状況にあると、先ほど言ったとおりですけども。

特に高校生ですね、高校生が自転車で端間駅とか小郡まで行って、それから西鉄電車に乗って久留米とか福岡市に行くと、そういった、学校に通うわけですけども、特に雨の日ですね、両親が自動車で送迎されているということで、特に共働きの家庭は大変お困りのようでございます。

そこで、なかなか見直しは難しいということですけども、ぜひ、もう一度検討されて、高校生の利用、その辺をしっかりと検討の中に入れてほしいなと思います。これは要望ですから、回答の必要はございません。

次の質問に移ります。3点目は、バス停における待合環境の整備についてであります。

5月ごろ大堰校区の住民の方から私のところに実は電話がありました。電話の内容は、上高橋のバス停を利用しているけども、待合室のベンチもないので困ると、地元の議員さんは町に掛け合って、施設の設置に努力してもらいたいというような内容でした。

地域の住民の方からも、お年寄りがいつもバスを待ってあるけども、ベンチぐらい設置したほうがいいんじゃないかという意見も過去数回あったわけでございます。そして、私はその都度、町にそういう情報は入れたわけですけども、いまだに設置されていない状況にあります。

町は、地域公共交通計画の中で、路線バスを継続的に維持していくための運行支援に取り組むとともに、パーク&ライド事業の継続や待合環境の整備による利便性の向上を図るというふうに定められております。

そこで質問ですけども、上高橋バス停は計画の中でパーク&ライドに位置づけられておりますけども、バス停とかベンチ、こういったものを設置するための具体的な事業、そういったものは検討されておられますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員の御質問にお答えをいたします。

パーク&ライド事業の待合環境の整備についての御質問でございます。

上高橋バス停へのベンチの設置についてでございますが、このことにつきましては以前から要望を頂いていたところでございまして、今年度、上高橋にある今村天主堂バス停にベンチを設置する予定としてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 設置時期というのは、いつ頃になるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 設置時期についての御質問でございます。

現在、設置に向け作業を進めておりまして、なるべく早急に設置したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ベンチは設置されるということですけど、もう一つ、待合室が残っておりますけど、来年でもいいんですけど、待合室、検討できないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 待合室等を設置することはできないかという御質問でございます。

現在、バス路線の利用者数などを調査しておりまして、現在の乗降者数などを見ても、今のところ設置の予定等は特にございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かにそうですね、いろいろな事情から乗客がまだ少ないわけでございます。

それで、本町では3月に策定された大刀洗町地域公共交通計画に基づいて、新たな公共交通として7月からのりあい定額タクシーが、試行運行が始まったということで、まだ2か月過ぎたばかりということですから、いまいち判断は難しい面が確かにあると思います。

今のところ利用者数は、従来の乗合定額バスと同等ですけども、これは始まったばかりっていうのもあるかもしれませんが、この定額タクシーの性格として、これまでの乗合定額バスと同じく、高齢者を重視した対策となっているからじゃないかなという気もいたしております。

議会だよりなんかを見ても若者の意見がありますが、大刀洗町は住みやすいと、しかしながら交通は不便であるというのが課題として上げられます。特に大刀洗校区では多いわけであります。

今回の定額タクシーは、これらの若者の意見に配慮した計画とのことでしたが、現状ではなかなか利用が難しいということで、やはり高校生あたりが定期的に乗れるような、つまり若者に目を向けた計画に若干改めてもらいたいなというふうに思います。

計画の見直しというのは、試行運行の結果に基づいて、私は、3か月、7、8、9ということで、10月から見直されるのかなと思っていましたけども、見直しは来年度になるようですけども、やはり若者の定住条件整備、そういった観点も考慮して見直しを行ってほしいと。

特に運行時間の延長とか、町外の電車の駅を目的に加えると、なかなかこれは非常に、町長の回答からも難しい面があるようですけども、ぜひ、これももう一度検討をしていただきまして、

高校生などが利用できる公共交通になるようにしていただきたいと思います。終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、しばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時5分より再開をしたいと思います。

休憩 午前9時54分

.....

再開 午前10時05分

○議長（安丸眞一郎） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。4番、野瀬繁隆議員。

4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 固定資産税の徴収について
2. 消防団員の確保について
3. 都市計画道路の変更について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可を頂きましたので、通告に従いまして順次質問を進めさせていただきます。

今回、3問用意していますので、ちょっと駆け足でいきたいと思います。

1問目は、固定資産税の徴収についてお尋ねをいたします。

私たちの周りにある宅地や田んぼなどの土地や住宅、それから店舗などの家屋、それから、工場の機械や会社の備品などの償却資産を総称して固定資産というふうに呼ばれております。固定資産税とは、こうした固定資産に関わる税金で、所有者がその資産価値に応じて算出された税額を固定資産の所在する市町村に納めることとなっております。

大刀洗町の令和3年度決算では、町税の収入が16億4,200万円余り、そのうち7億4,700万が固定資産税収入でございまして、町税収入の45.5%を占めているというような状況となっております。

また、固定資産税は普通税ということもありまして、徴収した市町村により、教育や公共施設の整備のほか、介護・福祉などの行政サービスに使われており、貴重な財源であるというふうに思われます。

そこで、固定資産税の徴収についてでございますけれども、過去3年間における、1点目は、課税額と収入状況はどうなっているのか。2点目ですが、滞納の状況と、その主な要因は何なのか。そして3点目が、納税者に対する対応と、時効の取扱いはどういうふうになっているのか。4点目でございますが、不納欠損額の状況と、不納欠損として処理するには法律的な根拠が要る

と思いますので、その根拠は何かということをお尋ねをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の、固定資産税の徴収について答弁をいたします。

過去3年間の課税額と収入状況、滞納の状況などについての質問でございますが、この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、私の方から答弁させていただきます。

まず、令和元年度から令和3年度までの課税額と収入状況についてでございますけれども、現年分と滞納繰越分を合わせたところで、各調定額、収入済額、収入未済額、徴収率について御報告させていただきます。

まず、令和元年度が、調定額7億7,708万9,040円、収入済額7億2,350万7,509円、収入未済額が5,358万1,531円、徴収率といたしまして93.1%でございます。

令和2年度、調定額8億289万501円、収入済額7億5,454万2,179円、収入未済額が4,834万8,322円、徴収率といたしまして93.98%でございます。

令和3年度、調定額7億9,053万602円、収入済額7億4,717万5,047円、収入未済額4,335万5,555円、徴収率といたしまして94.52%となっております。

次に、滞納の状況と、その主な要因についてでございますけれども、固定資産税の滞納の傾向といたしましては、収入が少なく納付が困難な場合や、納税義務者が亡くなった場合、亡くなった後、相続手続が進まない場合、遠隔地にいる相続人等が納付しない場合等が考えられるところでございます。

固定資産税の特徴といたしまして、固定資産税は収入に応じて課税されるものではなく、先ほど議員がおっしゃりましたように、その方が所有する資産に応じて課税されるものですので、納税義務者の収入が少ない場合は納付が困難になってくるのではないかと考えられます。

また、その所有する不動産の状況によっては売却することも難しい場合がありまして、滞納額が積み上がっていく原因になっているかと思われまます。

次に、滞納者に対する対応と時効の取扱いについてでございます。

滞納者に対する対応といたしましては、まず督促状を送付いたしまして、納付がない場合は、文書や電話、訪問等で納税の催告を行っております。この催告によりまして納税者と接触ができた場合、納税相談を実施し、その結果、滞納分の一括納付が困難な場合につきましては、納税誓約書を提出の上、分割で納付していただく場合がございます。

催告を行っても納付されない場合は、滞納処分を行うこととなります。給与や預貯金、不動産

等財産の調査を実施し、財産の差押えを行っております。動産・不動産の差押えを行った場合につきましても、公売等で売却し、滞納分に充当するということになります。

次に、時効の取扱いについてでございます。

地方税の消滅時効は、法定納期限の翌日から5年間となっておりますけれども、財産の差押えを行いまして交付要求が行われている期間は時効が中断されます。また、納税誓約書を提出し滞納税の一部を納付するなど、税債務の存在を承認した場合にも時効は更新されるということになります。

次に、不納欠損の状況と、不納欠損として処理する根拠についてでございます。

まず、不納欠損の状況について、令和元年度から令和3年度までを御報告させていただきます。

令和元年度が29件、不納欠損額が126万8,530円、令和2年度、33件、431万3,720円、令和3年度、106件、109万4,150円でございます。

次に、不納欠損の根拠でございますけれども、不納欠損の根拠といたしましては、地方税法第15条の7第1項におきまして、滞納者に差押え等の滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることにより滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明である場合には、滞納処分の執行を停止することができるとの規定がございます。

また、地方税法第15条の7第4項では、この滞納処分の執行停止を行った場合、この執行停止が3年間継続した場合、納付義務が消滅するとの規定がございます。

第5項では、地方団体は、町ですけれども、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納入義務を消滅させることができる即時消滅の規定がございます。

さらに、地方税法の第18条でございますけれども、地方税の消滅時効の規定がございます。法定納期限の翌日から5年間徴収権を行使しない場合、時効により消滅するというものになっております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 収入状況とか滞納状況について答弁がありました。

収納率が93.1、93.98、94.52というふうに収入率は上がっております。一方、滞納額については、答弁はありませんでしたけれども、元年度が5,350万、2年度が5,230万で、3年度が4,400万に逆に下がっていています。これは、やはり徴収に大変努力をされているのではないかと、そういう結果ではないかと、そういうふうに私自身はそこを評価したいと思います。

それで、不納欠損の状況、先ほど答弁がございました。ちょっと1点だけお伺いします。令和

3年度、件数が106件という答弁がございました。29、33、106ということになっている、この106に急激に増えているのは何か要因があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） 答弁いたします。

106件と増えている原因でございますけれども、これは特に何か特別なことがあったというわけではなくて、競売等、差押えする財産がなくなっているというような状況の方が、財産調査の結果、多く見受けられたということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとよく分からないから、これはまた後で聞きます。多分何か償却資産とか、そういう関係なのかも分かりませんので、これは後でまたお伺いをいたします。

次に、所有者不明土地に関わる対応ということでございます。

近年、所有者不明土地や空き家等が全国的にも増加しておるということで、公共事業の推進や生活環境面において様々な課題が生じているというふうに言われております。こうした課題に対応するため、迅速適正な課税に資する観点から、令和2年度に地方税改正が行われております。

その土地所有者不明等に関わる固定資産税について、令和2年度の地方税改正の主な内容、それから、法改正によりどのような効果があったのかということをお尋ねをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 所有者不明土地等に係る固定資産税についての御質問でございます。

この質問につきましても担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、私の方から答弁させていただきます。

まず、所有者不明等に係る固定資産税について、令和2年度の地方税制改正の主な内容についての御質問でございます。

令和2年度の地方税法の改正によりまして、所有者不明土地等に係る固定資産税について2点追加整備されたところでございます。

まず、1点目についてでございますけれども、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間において、現所有者、相続人等に対して条例で定めるところにより、現所有者の住所、氏名等必要な事項を申告させることができることとされております。

次に、2点目ですが、所有者不明土地等に係る使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。これは、相続人等の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合において、事前に使用者に対して通知を行った上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台

帳に登録し、固定資産税を課すことができるとされたこととさせていただきます。

次に、法改正によりどのような効果が得られたかという御質問でございますけれども、これまで本町におきましては、この法改正以前から納税義務者の特定の迅速化、適正化の観点から、死亡届の提出者等に対しまして、相続人代表者指定届出書の提出を求め、現に所有している者の把握に努めてまいりました。

これがこの令和2年度の地方税法の改正によりまして明確化されたことで、より実効性が高まったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の答弁を聞きまして、町では法改正以前に相続人代表者指定届というものを出しながら事前に取り組んでいたんだと、法改正によってそれが実効性のあるものにならなくなったということで、多分、前土地といいますか、家屋とか土地に対して課税されているんだろうと思いますけど。ちょっと意地悪かもしれませんが、法改正によって、所有者不明の土地家屋はなくなって、いわゆる大刀洗町内の土地家屋の全てに課税されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、土地家屋全てに課税されているのかという御質問でございますけれども、町内全ての土地家屋におきまして評価を行いまして、課税標準額を算定しまして固定資産税の額を決定することになります。

固定資産税になるんですけれども、固定資産税につきましては、免税点というのが設定されておりまして、納税義務者ごとに名寄せを行いまして、その合計の課税標準額が土地では30万円、家屋では20万円に満たない場合、固定資産税は課されないということになりますので、全ての土地家屋に課税されているかということ、この免税点未満の分につきましては課税がなされていないということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 一番最初に聞いたときに、いわゆる固定資産税というのは、その資産に対して課税されるということだったですから、当然、減免措置といいますか、それはないんですよね。

とにかく全ての土地が課税台帳に記載されている、あるいは今おっしゃったように、30万、20万の以下の分については課税はしていない、免税になっているのかも分かりませんが、減免制度というのはないということと理解しておってよろしいか、そこを再確認させていただきた

利用して、担当職員のスキルアップを図ってきたほか、本年度からは近隣の小都市、うきは市、大刀洗町の2市1町で徴収担当の職員に併任辞令を出しまして、共同で搜索など滞納処分を実施していくこととしているところでございます。

議員御質問の業務委託や組織体制の充実強化については、職員数も限られておりまして、担当職員の増員や固定資産税の徴収に特化した組織体制の強化は、現状ではなかなか困難と考えてございます。

また、業務委託につきましても、現在までのところ検討したことはございませんが、相続人の調査など、どのような部分をどのような形で業務委託できるか、費用対効果も含めまして、今後、先行団体の動向等について注視してまいりたいと考えてございます。いずれにしましても、今後とも関係機関と連携しながら適正な課税と徴収に努めてまいります。

次に、1点目の滞納者を減らすためのこれまでの取組については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 田中税務課長。

○税務課長（田中 豊和） それでは、1点目の滞納者を減らすためのこれまでの取組について、どのような取組を行ってきたのか答弁いたします。

先ほども答弁しましたとおり、滞納者に対しましては、督促・催告書の送付、電話催告、納税相談等を行い、納税を促す対応を基本としております。

納税通知書等、町からの文書が返戻されてきた場合につきましては、公示送達を行うとともに、住所地の市町村へ住民票を請求するなど実態調査を行いまして、納税者の探索を実施しているところでございます。

また、この探索によりまして、所有者が死亡していることが判明した場合におきましては、戸籍等を請求して相続人を把握し、現に所有する者の特定に努め、納税管理人の申立てや納税義務継承の手続きを行いまして、納税義務者を確定させ、納付を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私も不勉強で、いろいろ分からないところがあるんですが、要は、今回この質問をさせていただいたというのは、納税者の税負担に対する公平と信頼感、これが損なわれないような行政を行っていただきたいという観点でございます。

そういう意味では、非常に税務というのは難しい分野なのも分かりませんが、ぜひ、そういう観点で業務をより一層、滞納額とか不納欠損額を少なくするように頑張っていただきたいということを期待しておきます。

次の質問に移ります。

2問目は、消防団員の確保についてでございます。

今年も5月に各校区において議会報告会を開催をいたしております。地域の方々から、生活環境に関することや交通安全に関することなど様々な意見、提案などを頂きました。その中で私が特に切実な課題と感じたのは、消防団員の確保についてであります。

消防分団の役員や機関員の成り手がなく、昔と違って専業農家など自営業の人が少なくなり、ほとんどの人達が勤め人で、団員確保に、区長さんとか分団役員の人たちが大変苦勞をしているんだよというような意見を頂きました。

消防団というのは、消防組織法に基づき条例で設置するというふうになっていると思います。

まず、そこでお尋ねをいたしますが、消防団の現状と課題について、条例で定める配置、いわゆる人員と現状はどうなっているのか。2点目が、担い手不足と言われる現状をどういうふうに捉えてあるのか。3点目が、消防団の役割の多様化、あるいは団員の減少による地域防災力の低下が懸念されますが、どういうふうに認識をされているのかについて見解をお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の、消防団員の確保について答弁をいたします。

消防団員の現状と課題についての御質問でございます。

まず、条例で定める配置人員と現状についてでございますが、平成25年度までは、団長1名、副団長1名、第1分団から第4分団までそれぞれ22名の90名体制でございましたが、平成26年度に新たに本部分団10名を設置するとともに、令和2年度に、新たに副団長1名と機能別団員9名を増員し、110名を条例で定めてございます。

一方、本年4月1日付の実団員数は104名であり、欠員が6名となり、充足率は94.5%となっております。

次に、担い手不足と言われる現状認識についてでございますが、議員御指摘のとおり、消防団員の担い手不足、特に若い世代の入団が少なくなっております傾向は全国的に大きな課題となっており、本町においても同様の傾向となっております。

この点、大刀洗町では、平成28年度までは100%の充足率でございましたが、その後は欠員が生じており、直近3か年では、一昨年度が90.9%、昨年度が93.6%、本年度が94.5%の充足率となっております。

また、団員の平均年齢も上昇傾向にございまして、100%の充足率でありました平成28年度に比べますと、団員の平均年齢が3.5歳上昇するなど、若い世代の消防団離れが顕著であり、この若い世代の団員確保が重要な課題であると認識をいたしております。

次に、消防団の役割の多様化、団員減少による地域防災力の低下などの現状認識についてでございますが、消防団は、地域防災の中核として、火災への対応はもとより、台風や豪雨による風

水害、地震などの災害時において、水防活動、人命救助、避難誘導や災害広報など、非常に重要な役割を担っていただいていると認識をさせていただきます。

また、平常時におきましても各種訓練をはじめ、火災予防の啓発活動や地区行事の参加や警備など、その活動は大変幅広く、地域住民の皆様の安全・安心を確保する上で大変重要な存在であり、団員減少による地域防災力の低下は大変憂慮すべき課題であると認識をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今答弁がございましたように、総務省の消防庁のデータを見ても、非常に高齢化しているといいますか、それと、やっぱり不足しているんだということが、これは全国的な話になって、今、町長が答弁された内容どおりでございます。

そこで、ちょっと細かなことになりますけど、大刀洗町の消防団員の年齢構成は先ほどおっしゃいましたので、職業の構成といいますか、それが分かれば、どういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

以前は、多分、これは総務省の資料なんでございますけれども、昭和43年では被雇用者が26%ぐらいだったのが、令和2年度では73.9%、そのくらいが勤め人になってしまっているというようなことが言われましたので、そういう職業構成が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、正確な数字等お持ちしておりませんので、正確な回答にはならないかもしれませんが、議員御指摘のとおり、被雇用者、働いている方の比率が上がってきているものと考えております。特に、大刀洗町の消防分団員さんを見ると、役場の職員とか農協の職員さん、それと、あとは農業者の方っていうのが現状ではすごく大きな部分を担っていただいているのではないかと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 分かりました。

それで、担い手不足に関して、私は3分団のところ、大堰ですから、団員の方たちとのいわゆる意見交換会みたいなのをやるんですね。そういう中で、ちょっと言っていていいかどうか分かりませんが、分団の役員の成り手がなくなるとか相談に行くんですけど、それは分団の中で考えてくださいということで町から言われたりするとばいっていうようなことをおっしゃいます。

そこで、担い手不足に関しまして、分団とか、あるいは区長さんたちと、その対応策等について協議をされているようなことがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今年度は、第4分団であります菊池校区の区長さんとは会合を持ちまして、担い手不足についてお話をしたところでございます。

その中で上がった内容でございますが、菊池校区ですと、会社、事業所等も多いですので、そういったところの従業員の方とかにも声をかけるような活動をしていったらいいんじゃないかとともに、小中学生にも活動を行っていきたいというようなお話等も頂いたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ぜひともですね、分団とか区長さんたち、先ほど言いますように非常に苦勞してあるんですね。それには、やっぱり町の方の協力といいますか、設置者が町長ですから、消防団の設置責任者としてのそういうところも考えていただきたいなというふうに思います。

それと、消防団の役割の多様化に伴って、分団の運営、先ほどの意見交換会でも分団の運営にかなり苦勞をしているというふうな話もあります。分団の運営も、運営許可も必要と考えますが、消防団運営に関する助成として、令和3年度1,540万が支出されているようでございます。

この助成の内容と、内容と使途、一緒かも分かんけど、について、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 団自体への助成金についてということによろしいでしょうか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 各。

○総務課長（松元 治美） 各団につきましては、団としての助成としては、前期に12万、後期に12万ということで24万、第1分団から本部分団も含めまして支給しているところです。

その使い道等につきましては、各分団のほうから4月末に報告を受けておりますけれども、個人で使います手袋とかホースを巻いたりする機材もですけれども、そういった活動を行った後の飲み物、食べ物等も含めたところで使用されているという形になっております。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 大刀洗町の消防団の施設・備品維持管理規則というのがあって、その第2条に、各分団の消防格納庫兼詰所と備品について、各分団が責任を持って維持管理しなければならないという規定がございます。費用を伴う場合は、町で負担するというふうに書かれておるわけです。

ですから、ちょっとした備品とか、そういうものが要る場合は購入されているんだろうと思うんですが、それは一括助成されているのか、請求に応じて助成されているのか、そこはどうかね。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 団のほうで小さな備品等は買っていただいていますけど、大きなものにつきましては、各分団から上げていただきまして予算計上し、うちのほうの係のほうで購入して各団への配備をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） こだわるようでございますけど、分団に、3分団だけかも分かりませんが、1世帯当たり1,500円徴収して分団のほうに助成をしてるんですね。

非常に厳しいと、いわゆる運営が厳しいのかちょっと内容は分かりませんが、厳しいと。だから1世帯当たりのお金っていうんですかね、それを例えば100円でも200円でもいいから上げてくれんかと、そういう意見を言われるんですね。

だから、町のほうからも助成があるんじゃないかということでは申し上げたりはしているんですけど、それでもどうにも、ちょっと町のほうからはあんまり期待できんのかなという話もあってですね、お願いできんでしょうかという話があります。

そういう観点で、分団とかそういうところいろいろ協議されるときに、ぜひ、何かそういう点もちょっとお伺いされて、そういう助成金を少しでも上げて、人の強化ももちろん必要なんですけど、いろんな装備とか、そういう運営強化というのも必要だと思いますから。だから、その助成金のことについても引き上げることができるのかどうか、今分かれば、引き上げることができるかどうか、お願いしたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今のところ、引き上げられるとはちょっと申し上げられませんが、来年度予算を編成の際には一応、各消防団との意見交換をして、どういう状態がいいか確認したところで検討したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 次にちょっと移りますけど、消防庁より、平成30年1月9日付で、消防団員の確保方策等に関する検討委員会というのが開かれて、その報告書が公表をされております。これはホームページ等に載っていたんです。

その中では、今ずっと言ってきたような消防団の役割の多様化への対応とか、あるいは多様な人材の活用に向けた工夫、先ほど町長がちょっと答弁されました女性とか地方公務員とか、そういう方々の活用といいますか、そういうこと。それと、消防団員活動環境の整備として処遇とか、先ほどちょっと申し上げました装備の改善とか、そういうのが上げられております。

そこで、第5次大刀洗町の総合計画においても消防防災の強化が掲げられております。現状と課題に対する施策の展開と成果目標がその中では示されているところでございます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、地域の方々の声、いわゆる消防団の確保方策に関する検

討会報告、そして、第5次大刀洗町総合計画を踏まえて、喫緊の課題である消防団員の確保、そして地域防災力の強化、3点目が、これからの消防団の在り方等について、どう対応をしていけるのかということの所信をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

消防団員の確保に対する所信についての御質問でございます。

まず、消防団員の確保についてですが、団員の確保につきましては、各校区の区長の皆様をはじめ、地域の役員の皆様大変御苦勞をおかけしておりますが、先ほど来答弁しておりますとおり、平成29年度以降は欠員が生じている状況でございます。

このため、大刀洗町では、現在、若い世代が入団しやすいよう、操法訓練の簡素化や、これまでの消防団の慣習の見直し、報酬や費用弁償の支払い方法の見直しなど、消防団の改革にも取り組んでいるところでございます。

また、団員の確保のためには、団員候補者だけではなく、その家族や勤め先の事業所等にも、大雨など自然災害が激甚化・多発化する中、消防団の役割やその重要性を理解頂くことが必要不可欠と考えてございます。

このため、毎年1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンと位置づけ、消防団員加入促進に関するポスターを各分団の車庫や町の施設、掲示板等に掲示するとともに、町の広報紙やホームページ等を通じて、消防団活動の広報啓発活動に取り組むほか、町内の各事業所に対し、消防団協力事業所表示制度の再周知を図り、従業員の方の消防団への入団に御理解と御協力をお願いするなどの取組を強化してまいりたいと考えてございます。

また、中長期的な観点からは、子供の頃から消防団の役割や必要性を理解頂くことが重要と考えており、今後、小中学校での広報啓発活動にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、地域防災力の強化への対応についてでございます。

これまで答弁しましたとおり、大雨など自然災害が激甚化・多発化する中、消防団の役割はますます重要になっていると認識をしております。

このため、大刀洗町では、本部分団の設置や機能別分団制度を導入し、消防団員の定数を90名から110名へ増員するとともに、従来の火災救助活動に加え、水害に対応できる排水ポンプや救命用ボート、救命胴衣などの救助用資機材の配備拡充に取り組んできたほか、常備消防と連携した効率・効果的な災害対応ができるよう消防署との合同訓練を実施し、災害対応能力の向上に努めてきたところでございます。

また、防災専門官を増員するとともに、自主防災組織に対する各種支援や地域における防災士の育成支援、ホームページや防災メール等に加え、新たに防災ラジオやテレビのdボタン、LI

NE等を通じた情報発信のほか、現在、行政防災無線の整備や避難所機能を強化した中央公民館の大規模改修にも取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、今後とも町からの情報発信の強化をはじめ、消防団と自主防災組織との連携強化など、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、今後の消防団の在り方についてですが、先ほどから答弁しましっているとおり、大雨など自然災害が激甚化・多発化する中、消防団の役割はますます重要になってきているものと認識してございます。

一方で、平成29年度以降は欠員が生じており、若い世代の団員確保のための環境整備が重要と考えてございます。

このため、諸先輩方が培ってきた消防団の歴史と伝統を尊重する一方、変化する社会情勢に対応し、女性消防団員の積極的な登用や団員の消防活動の負担軽減など、消防団の改革にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いろいろ詳しく答弁頂きました。

分団との意見交換会なんかでも、例えばその3分団は連続して水害といいますか、浸水で対応せなくちゃいかん。4分団、菊池なんですかね、在り方がやっぱり違うのかなって、こう思うんですよね。

例えば女性団員さんを入れたらという話しして、何するのと言われたから、いや、後方支援といますか、避難のお手伝いとか、そういうのは女性のほうがいいんじゃないのと言えば、あまり消防団の仕事を増やすなと怒られまして、そういう面では消防団は多様化していると思うんですよね。

だから、そういうことも含めて、やっぱりある程度のアウトラインというか、そういうのをきちっと示していただいて、いろいろ協議を進めていただきたい。相談にも乗っていただきたいということをお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、都市計画道路の見直しについてお伺いします。

これも議会報告会における意見を踏まえてですが、議会報告会で、4月に地元説明会があったが、その後どうなっているのかなどの方が上がっております。

都市計画の内容は、本郷駅前線、それから大堰駅前線、それから陣ノ内富多線の3路線の廃止と、それに伴う一部用途地域の変更であったように思います。

そこで、説明会での主な意見と、都市計画変更の今後の予定はどうなっているのかについてまずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の、都市計画道路の変更について答弁をいたします。

説明会での主な意見と、都市計画変更の今後の予定についての御質問でございます。

まず、今後の都市計画変更の予定についてでございますが、現在、都市計画変更案を今月の1日から15日まで、大刀洗町役場と福岡県庁で縦覧を進めているところでございまして、今月29日に町の都市計画審議会での審議を予定してございます。

その後、県の都市計画審議会での審議となってまいります。開催日程については、おおむね10月頃とお聞きしておりますけれども、詳細な日程については、この縦覧終了後に調整することとしてございます。

いずれにしても、今年中に都市計画の変更告示を行えるよう県と調整してまいりたいと考えてございます。

次に、説明会での主な意見については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、説明会での主な意見についてお答えさせていただきます。

本年2月22日に本郷のふれあいセンター、2月24日に大刀洗町中央公民館において、都市計画道路見直しに係る住民説明会を開催しております。

主な意見としまして、本郷のふれあいセンターでの説明会では、都市計画道路廃止に伴い、陣ノ内富多線は通学路になっているが安全性の確保は保たれるのか、大型車は国道を通らず県道を通っている、歩行者の安全確保を行ってほしい、道路整備や橋梁改修の件において地元の意見を踏まえ計画を進めてほしい等の意見が出ました。

中央公民館での説明会では、大堰駅踏切交差点改良についての多くの御意見を頂いており、交差点改良と同時に信号をつけていただきたい、早く安全にしてほしい、住民は役場に行くことが中心的な動きであり、その周辺については安全を確保してほしい等の意見が出ました。

頂いた御意見につきましては真摯に受け止め、今後、安全性の確保ができるよう福岡県と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 都市計画道路の廃止によって、今、課長が述べられましたように、通学路の整備ができないんじゃないかというような意見が出ました。通学路の安全確保などの意見が出されておりますので、交通安全施設整備は最重要な課題だというふうにも考えておりますので、都市計画に関係なく、今後も引き続き地域の声を踏まえて対応方をお願いしたいというこ

とを思います。

それから、これは質問になりますが、道路の変更と、用途地域も一部変更予定でございます。だから、用途地域の変更に伴って不適格となる建物があるのではないかというふうに思いますが、こういった内容での不適格になるのか、そして、その対象が何件くらいあるのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、お答えさせていただきます。

今回、都市計画廃止による用途地域の変更に伴う不適格建築物の内容及び件数、それに対する意見に関する質問でございます。

主な用途地域の変更箇所につきましては、本郷駅前線を廃止することにより、三原城址南側付近におきまして、当初の第一種住居地域から第二種低層住居地域に変更を予定しております。この変更により既存不適格建築物が出ております。

建物用途におきましては、変更区域内22件のうち不適格建築物が1件でございます。個人情報もでございますので、どの建物っていうのは申せませんが、こちらの建物につきましては、既に建っている建物については移転や取壊しの必要はなく、県土整備事務所への届出が必要となります。

また、同じ場所で同じ用途の事務所を改築する場合、1.2倍の面積まで建設が可能でございます。面積要件に関しては、第二種低層住居地域に変更することによりまして、最低敷地180平方メートルの制限がかかることによる既存不適格のほうが、変更区域内に40筆のうち不適格が7筆ございます。

いずれも宅地を形成している土地の一部で、筆単位では既存不適格となりますけれども、現況で判断した場合は問題はございません。

1筆の敷地が180平方メートル未満であっても、隣接した敷地を所有し、当該土地と合わせて180平米以上になるものであれば、建物を建築することは可能でございます。

既存不適格に対する意見でございますけれども、本郷・大堰両校区の説明会を含めて、意見は現在のところない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） そういう用途変更で既存不適格になる内容は、地権者の方というか、消費者の方はよく御存じだと思いますので、建て替えるときとか、そういうときに関わってくる、あるいは大規模な増築をするときに関わってくる話だろうと思えます。緊急な課題じゃないとは思いますが、十分説明をしておっていただきたいというふうに思えます。

次に、大堰駅前線、陣ノ内富多線の廃止に関連しまして、大堰駅踏切交差点の改良が急がれるところでございます。

県の県土整備部のホームページに、令和4年度の新規事業着手箇所として大堰駅踏切交差点の改良が掲載されておりました。これまで関わってこられた方々の努力に感謝申し上げるところでございます。

具体的な計画内容についてはこれからだというふうに考えますが、遅れることなく事業進捗が図られ、一日でも早い事業完了を期待するところでございます。

そこでお伺いいたしますが、事業推進には地域の協力及び町の促進体制の強化等が不可欠だというふうに考えます。どのように今後対応していかれるのか所信をお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

大堰駅踏切交差点改良事業に対する地域の協力と、町の促進体制についての御質問でございます。

今、議員から御紹介がありましたとおり、大堰駅踏切交差点改良事業については、福岡県の本年度の新規事業着手箇所に採択され、本年6月1日には延長180メートル、全体事業費が4億円、完成予定年度が令和8年度と公表されてございます。

大堰駅踏切につきましては、皆さん御承知のとおり、西鉄甘木線の鉄道踏切と並行して走っています一般県道中尾大刀洗線及び一般県道富多大城線と、主要地方道鳥栖朝倉線との交差点でございます。踏切内で停車する車両も見られるなど、大変危険な踏切で、これまでもたびたび交通事故が発生してきた交差点でございます。

このため、これまでも地元の大堰校区をはじめ、町から県に対し交差点改良を強く要望してまいりましたが、町の都市計画との関係もございまして、これまで進捗がなかったところでございますが、先ほど答弁しましたとおり、大刀洗町の都市計画変更の方向性が一定定まったことから、今回、県の新規事業に採択を頂いたところでございます。

また、先ほど建設課長から答弁しましたとおり、今年2月に開催した説明会におきましても、大堰駅踏切の交差点改良について多くの御意見を頂いたところでございまして、地元からの御意見も踏まえ、安全性が確保できるよう久留米県土整備事務所のほうと協議を重ねているところでございます。

現在、久留米県土整備事務所では、県の公安委員会をはじめ、関係機関との協議中でございます。計画が固まり次第、地元への事業説明会を実施していただく予定となっております。

今回の大堰駅踏切交差点改良事業については、議員の御質問のとおり、地域の協力、とりわけ用地買収に対する協力が不可欠でございまして、大刀洗町としましても、久留米県土整備事務所

が実施する用地買収に同行してお願いするなど、整備促進に向け最大限協力してまいりたいと考えてございますので、どうか、野瀬議員をはじめ議員各位におかれましても本事業に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 念願の事業がそういうふうになり新規事業として採択されたといいますが、非常に喜んでおります。

ただ、具体的な線形が今まだ分かりませんので、お願いしたいことは、先ほど言われた促進体制の強化ももちろんでございますけれども。

大堰駅、それから、役場の庁舎、前にはその交番みたいなものもありますし、いわゆる大刀洗町の中心部と言ってもいいのではないかというふうにも考えますので、土地利用の仕方を、道路線形なんかがある程度出されてくれば、どういった土地利用を誘導していくのか、あるいは考えていくのか、駅との結節をどういうふうにするのか、多分歩道なんか作られると思いますので。

そういうところもある程度線形が決まってくれば、町として、まちづくりのグランドデザインというんですかね、そういうのを画いて誘導していくようなことも必要ではないかなあというふうに私自身はちょっと考えますので、ぜひそういうところも検討方お願いして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で11時10分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時03分

.....

再開 午前11時10分

○議長（安丸眞一郎） それでは休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、8番、東義一議員、発言席からお願いします。東義一議員。

8番 東 義一議員 質問事項

1. 職員の働き方改革の現状について
2. 行政・福祉サービスについて

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。議長の許可を得ましたので、質問通告に沿って1番目に職員の働き方改革の現状について、2番目に行政・福祉サービスについて、2点につき、それぞれ小項目にて順次質問をいたします。

まず大きな1番、職員の働き方改革の現状について、以下のことについて質問をいたします。

これにつきましては町長それと教育長、それと教育長に関しては、学校関係等も絡んでいるか

と思いますけど、働き方改革としては校長あたりがやっていると思いますので、教育長も把握されてあることで結構ですのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは働き方改革は、もう皆さん御承知のこととは思いますが、この課題のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てることを目指しているということに聞き及んでおります。

それでは、第1番目の役職者が職員の不調について健康状態の把握また対応策についてどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の職員の働き方改革の現状について答弁をいたします。

職員の不調など健康状態の把握や対応策についての御質問でございます。

職員の不調など健康状態の把握につきましては、日頃から職員が相談しやすい職場環境づくりや管理職からの声かけに努めているところでございます。また、労働安全衛生法に基づき、毎年、全職員に健康診断とストレスチェックを実施し、健康診断で異常が認められた職員に対しては、精密検査などの受診勧奨や検査結果のフォローに努めるとともに、抗ストレスに該当する職員については、産業医と衛生管理者が連携し、面談などを実施しているところでございます。

さらに、1か月の、一月の時間外勤務時間が30時間を超える月が連続して3か月以上となった職員に対しては、大刀洗町職員安全衛生管理規程に基づきまして、管理職が面談を行うなど職員の健康状態の把握と必要な対策に努めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 東議員の、職員の健康状況の把握について、教育委員会としてどういふに把握しているのかということの御質問だというふうに思いますのでお答えいたします。

教育委員会として子ども課及び生涯学習課の職員については、先ほど町長が答弁されましたとおり、ふだんの業務中、相談しやすい職場づくりも含めて、業務中の報告はもちろん職員安全衛生管理規定に基づいて、ストレスチェック等々実施しながら、メンタルヘルス等の調査それから出退勤の実態等々も把握しながら、それに努めて先ほど言われたように、一月の時間外勤務時間が30時間を超える月が3か月以上連続した際には、管理職あるいは産業医との面談を実施するなどして、職場の状況やあるいは本人の健康状態の把握等々を行ないながら、必要に応じた対応策を実施するようにしているところでございます。

以上で、東議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問をさせていただきます。

1つは、町長、教育長のほうから、職場の働き方改革についての取組等について伺ったわけなんです。1つ、当町において職員の働き方改革的なマニュアル的なものが準備されてあるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 働き方自体がマニュアルっていう形ではございませんが、安全性管理の規定だったり、特定事業主行動計画等にも、うたっておりますとおり、そういった形で進めております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長のほうから答弁いただきました。大刀洗町特定事業行動計画が令和3年に改定ですかね改正されているというふうに聞き及んでおりますが、それについての職員に対する周知ですかね。そういったものについてはどのようにされてあるのかお伺いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こういった特定事業主行動計画等が出来上がりましたら各課長に配付いたしまして、各課で回覧していただくようにしております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長のほうから答弁いただいたんですけど、結局、課長級、管理者について、特定事業行動計画を総務課のほうから渡されるときに、課長自体には十分説明をされて、そして各課での周知という形を取られてあるのか。ただ単なる総務課のほうから、こういってという形で、課長会とかそういったもので、言葉は悪いんですけど手渡しでお願いしますというような形でされてあるのか。その確認は、どんなふうにされてありますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 朝の課長の集まりの際に、配付して、こういった計画ができたっていうことを御説明し、各課回覧していただくような形で説明を行いました。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度、総務課長のほうにお尋ねしますが。

その中には、いろんな時間外関係とか年次有給休暇等についての云々等が記載されてありますが。その確認ですか、課長が担当職員のほうに説明して、後でまた私のほうから質問させていただきですけど、時間外がどうだこうだという形の再確認は、総務課のほうでされてあるのか、担当課長のほうで独自っちゅうか、そういった形でされてあるのか。

本来は、総務課長のほうで全部まとめて、そして各課に、こういった担当課、各課ではこういった事由があったとか、そういったものは、されていないんですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 時間外等年休の消化の日数についてだと思いますが。そういったのは衛生委員会を通して各課長が委員となっておりますので、各課の職員がどれぐらい時間外をしているかっていうのを各課長でも把握をしておりますし、年休取得日数についても把握しているという形です。これは年に1回、皆さんにお渡ししているような形です。

また、30時間を超える月が3か月ある職員に関しては、総務課のほうからその担当課長のほうに伝えて、面談なりお声かけしていただくようにしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 2番目の、働きやすい職場づくりの考え方についてお尋ねいたします。

これにつきましては、課の仕事、それとか職種の内容によって異なることと思いますが、働きやすい職場づくりについてどのように考えられて、またどのように周知されてあるのかをお尋ねいたします。

これにつきましては、先日来の決算特別委員会の主要施策で、事由に対する成果や課題の中で業務を遂行する、過年度へ並行することがあるが、職員が兼務、最近、職務関係で多種多様にわたっているということは承知しておりますが、何かその課によっても、マンパワーが不足しているのではないかということは、現実の状況という形で聞き及んでおりますが。働きやすい職場づくりについて、具体的に。先ほど町長のほうから、把握関係についてはお伺いしましたけど、本当に働きやすい職場、職員がですね、働きやすい職場についてはですね、町長をはじめ、また教育長について、どのように考え、また実行していこうという考え方かをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは東議員の御質問にお答えをいたします。

働きやすい職場づくりについての御質問でございます。働きやすい職場とは職員が心身ともに健康で個々人の資質や能力に応じて意欲的に働ける職場と考えてございまして、そのためにはワーク・ライフ・バランスの推進や気軽に相談しやすい風通しのよい職場環境づくりが重要と考えてございます。

このため大刀洗町では、職員が心身共に健康的で意欲的に働ける環境の整備の取組を、課長級の人事評価の目標に必ず入れるような取組をしております。時間外の縮減、年次有給休暇の積極的な消化や育児休業取得の推進などに取り組んできたところでございます。

また、先ほど総務課長から答弁いたしましたように、衛生委員会において、これは各職場の管理職と、あと労働組合からの代表も入って、産業医、衛生指導者等入って、時間外縮減等について情報を共有しながら、どうやって取り組んでいくかということ、労使一体となって協議し進

めているところでございます。

また、業務量増大に伴うマンパワー不足というのは、これは決算委員会のほうでも御質問がありましたとおり、それは確かにあろうかと思えます。

特に、これまで昨年度までの5年間災害が続き、一昨年からはコロナ対応ということで、通常なかったような業務量の業務が職員に担っていただいておりますので。そういう面から、特に新規事業であったり、あるいは国の補正予算対応を通して、年度中途から急に対応しないといけない事業等を所管しているところについては、かなり負担感が増しているところでございます。

この解消のためには、やはり一定のマンパワーの確保というのは重要であろうと思っておりますので、これまでも計画的な職員採用に努めるとともに、ここ数年は職員の増加に努めてきたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 東議員の御質問にお答えいたします。

働きやすい職場づくりについての考え方について、まず答弁させていただきたいと思えます。

これについては、先ほど町長が答弁されました内容と同様で、職員が心身共に健康で、そして個々の能力に応じて安全に働き続けることができる、やはり職場であるというふうに考えています。

そのために、これも答弁にありましたけれども、課長の業績評価等々の目標の1つに入れさせていただいておいたり、時間外労働の縮減それから年次休暇の積極的な、あるいは計画的な取得、それから育児休業の取得等々の推進、管理職による丁寧な観察と指導、それから風通しのよい職場づくりの環境等々を推奨しながら、良好な職場環境の実現に努めたいというふうに考えているところです。

マンパワーの不足につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたので、割愛をさせていただきたいというふうに思っているところです。

以上で、東議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 先ほどの町長からの答弁また教育長の答弁で、マンパワー不足という形で町長のほうからも答弁いただきましたが。最近、町長のほうも決算委員会のときに答弁されたんですけど、コロナ関係それと災害関係で、予期せぬ事由、そういったもので職員のほうも言葉は悪いかと思いますけど、パニック状態になっておられる職員の方もおられるんじゃないかと思うんです。

それで、1つ思ったのが、ある職員から、職員がどこの職場でも同じだと思いますけど、職員が不足しているという形と、ある部署によっては、いろんな状況によって職員が増えているとい

う形で。

1つ、いろんな職員の方と話をしたら、やはりもう専門的な知識を持っておられる職員が、こう発展途上国だと思えますけど、なかなか見当たらないと。だから、1つは、これはもう人事に入ると思えますけど、ある程度の専門的な職員等も増やしていただきたいという形での、職員さんの声をちらほらと、こう聞いておりますけど。その点、町長の考えというか、その辺をお願いしたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

職員の人材育成についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、職員の専門性の確保っていうのは大きな課題だと認識をいたしております。特に大刀洗町のような小規模団体においては、どうしても専門性の確保という面で大きな団体と比べますと、なかなか厳しい面があるというふうに認識をいたしております。

採用職種についても、基本的には一般行政職で採用いたしておりますし、土木職、保健師、文化財等は一定専門職種で採用しておりますけれども。その専門職種の中の育成についても、かなり、町だけでは難しい点がございますので、いろんな各種研修等を通じて実施をいたしているところでございます。

議員が御指摘いただいているのは、ある程度、一般事務についても、同じ部署に長期間配置をして、専門性を確保すべきではないかというふうな御趣旨の御質問であらうかと思えます。

一方で、若いうちは、ある程度いろんな部署を経験させて、本人の適正であったり自分の能力であったりを向上させるという取組も必要だと考えてございます。職員のほうといろいろ意見交換をしても、若手の職員なんか、もっと短いサイクルでの異動を希望されるっていうふうな向きもございます。

ただ一方で、その所属の執行体制を確保するために、どうしてもこの人は動かせないとなると、長くなっているような職員もございます。

なので、一概に、もうずっと専門性を確保するためにも、はりつけるんだ、専門的に育てるんだという考え方は、なかなかそうしたほうがいい場合もあるとは思いますがけれども。そこはその年々というか役場全体見ながら、判断をしているというのが現状でございます。今、議員の御指摘の方向で、統一して長期間専門的に異動させずっていうのは、なかなか難しいのではないかとこのように考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁いただいたんですけど。私が申し上げたいのは、その長期間、職員をその部署にはりつけるということじゃなくて、長く、その場所におれば、結局、

職員のほうも「こういうことについては」という自信満々というか、そういったところが出てくると思うんです。

そうした場合に、その方が優秀で昇格された場合に、同じ部署であれば問題は少ないと思うんですけど、別の場所に行った場合、全く皆さん、私も経験しておりますけど、全く1から、新人さんと同じような形での職場になっていくんです。

今、町長が答弁されていましたが、私自身は、専門職を長くじゃなくて、やっぱ広く浅く人事配置をされて、そして、やはり同じ部署に戻ってくるとか、また違う部署で成果を上げられる職員もおられると思うんです。

私が申し上げたいのは、その専門職を、専門的なことを持っている職員を長くおくんじゃなくて、町長がおっしゃったように、やはり後輩の育成ですか、そういったものをどんどん積み重ねていったら、新しい職場に行ったら結局不安になって、また1から、もちろんやらないかんばってんですね。そういったところについて、メンタルヘルス関係が出てきている場合もあるかと思うんです。

町長がおっしゃってある専門職を長く置くんじゃなくて、私はどっちかっていうと、これは人事権で口に出すことはできないんですけど、そういったところも長くするということもあるんですけど、そういったところも町長また教育長のほうで判断されて、職員の配置とかそういったものについて考えていただきたいなあという形と。

これ令和3年度の予算特別委員会の中で、議会のほうからの意見として、引き続き人員の適正配置や専門職の育成に努めることと意見がなされているんです。

そういったことを基に、町長の今、答弁にあっては、それを業務遂行されてあるというふうには私は受け取ったんですけど。そういったところで、人事面については物すごい町長も教育長も、やはりこう人を動かすということについて、物すごく頭を悩まされてあると思うんですけど。そういった職員の思いというものも、もうこれから先も十分、留意させていただくようお願いしたいと思えますし。

この前の決算特別委員会の中で、町長の答弁の中で、現在の職員数が以前は83人から94人の現在という形で聞いておりますけど。

昔と言ったらいかんばってんですね、いろいろ諸事情があったと思うんですけど、以前は110何名ぐらいおったんですよ。それが、ガーッとこう減少されて、その中でも職員のほうへの負担というか、そういったものもあるんじゃないかかと思えますけど。それについて、町長の感じられることについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

職員数が少な過ぎるんじゃないかという趣旨の御質問だと思います。

議員、御紹介ございましたように、かつて大刀洗町職員数は、百十数名ですかいらっしゃったことはあるのではないかと思っております。私自身が認識しているのが、平成20年が、たしか職員数が104名ぐらいだったんじゃないかなと思っております。ただ、その当時っていうのは、2つの保育園が町立の保育園としてございました。

また、そのこの保育園の保育士はもちろんですけども、調理員あるいは小中学校の調理員も町の職員がやっておりました。

それから、診療所についても直営で職員でやっておりましたので、今そこが民営化あるいは業務委託、指定管理者に出しておりますので、役場本体に勤めている職員っていうのは減っていないというふうに認識をいたしております。

今、手元に、昔からの資料を持っていないので分かりませんが。例えば、平成28年度、職員数は82名ですね。そのときには、もう全部、外部のほうから全部委託とかしていたしましたので。

庁舎内は82名だったんですけども、先ほど来ありますように、現時点では94名の職員が配置されているところがございますので、この5年とかのスパンで見たときに、職員数は減ってはいないですし、むしろ増えている。

ただ、業務の中身が、かなり多様化していますし、増えていますので、そこは非常に厳しい状況にあると。

もともと配置の職員数も、同規模団体と比べて少なかったという面もございます。そういう面がございまして、厳しい状況が続いているというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 次、3番目に移らせていただきます。

3番目、病休またメンタル等で休んでいる職員の数、また、それに対する対応や改善策等についてお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

病休等で休んでいる職員への対応や改善策についての御質問でございます。

9月1日現在で、病気休職が1名、病気休暇が3名でございまして、そのうち3名がメンタル等で休んでございます。

このため病気休職中または病休中の職員に対しては、定期的に本人または家族や主治医からの病状把握に努めるとともに、病気休職中の職員の職場復帰に際してはスムーズに復職できるよう主治医および産業医の意見を踏まえ、職場適応訓練を実施しているところでございます。

しかしながら特にメンタル等で休んでいる職員の場合は、復職までに長期を要するケースがあることもございますし、完全に回復するのがなかなか難しいケースもございます。

ですので、何よりも、メンタル等で休まないように、先ほど来ありました働きやすい職場環境づくりに取り組むことが何よりも重要だと認識をいたしてございます。

また、産業医の柳先生には、これまで衛生委員会への出席や職場巡視、ストレスチェックの結果に基づく面接指導などを通じて、職員の健康管理に関して御助言をいただいていたところでございますが、一昨年からのコロナ禍を受けまして、スケジュールの確保等に苦慮している面もございまして、産業医の面接指導に加えて、新たにカウンセラーによる面談等の実施についても現在検討をいたしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが、教育長部局のほうは。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 東議員の質問について答弁いたします。

教育委員会における病気またはメンタル等で休んでいる職員の数についてお答えしたいというふうに思います。

先ほど町長が申しました、メンタル等に伴う病気休暇が3名というふうに御報告がございましたが、そのうちの1名が9月1日時点で妊娠に伴う病気休暇の1名というのが、子ども課におります。

具体的な対応や改善策等については、このことに関するのではなくて、先ほど町長が病気休暇の復職等に伴って、あるいはメンタルヘルスに伴っての答弁をしてありますので、これについては同様ですので、割愛をさせていただきたいと思います。

ただ、現在、病気休暇職員に対しましての会計年度任用職員等の配置は、現在行なっておりません。ただ、今後、総務課と協議しながら、これから産休育休等につながりますので、総務課と協議しながら代替職員が配置できるよう協議を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問をいたします。

今の教育長のほうからの答弁ですけど、私が求めているのが、そういった産休関係のじゃなくて、実際職員のメンタルヘルス関係についてお尋ねしておりますので、教育長の答弁については、参考にさせていただきたいと思います。

それと、町長のほうから答弁いただいた中で、職員の健康管理のためメンタル研修の実施、また産業医との機能強化の情報共有の現状というのは、どういったふうになっているんですかね。

町長から答弁いただいたんですけど、産業医柳先生との情報交換っていうんですか、職員がメ

ンタルヘルスで受けて、そして柳先生のほうから職員に対して、という形があるかと思うんですけど。それについての、柳先生とは、共有関係についてはどのように把握されて、またそれを元にいろんな職員に対する指導というかメンタルヘルス側と思うんですけど、その点についてお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複する部分があって恐縮ではございますが、柳先生のほうには、産業医として先ほど御説明いたしました衛生委員会、職場の管理職と労働組合の代表と柳先生も入っていただいて、そこで職員の働き方についていろいろと御助言をいただく一方、ストレスチェック、高ストレスになった職員については、面談であるとかあるいは職場巡視ということで、今回は何課とか、面談をしていただいて、いろんな御相談に乗っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） それと、1つは、先ほど来、病気またはメンタル等で休んでいる職員の方については把握しましたが。1つは、病休とかメンタルヘルス関係じゃなくて、実際、表に出てこないというんですか、職員の心の中に潜在的に、例えば職場が嫌だなあとか、役場には行きたくないなあとかそういったものは、多少あるかと思うんですけど、そういったふうな職員の潜在的なことについては、管理職の方が、毎日業務されてありますので、把握されてある場合もあろうし。

また他の職員から、ちょっとあの職員さん、ちょっと体調が悪いみたいよとかそういったことも、中にはあるかと思うんです。

そういったことについては、総務課長が職員の全体的なチーフ的な立場でございますので、そういったことについては総務課長、何か聞き及んだとか、実際その潜在的な職員の方に声をかけたとかそういった事例はございますか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 私1人での対応ということではございませんが、衛生管理者としておりますので、衛生管理者と私と2人で、そういった職員の面談を行って、職員の気持ち、今はどういう状態かっていうのをお聞きしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） もう一点。聞き及んだところによると、ある部署に病休とかメンタル等で休んでいる職員が見受けられるというふうなことも聞き及んでおりますが、そのある部署的についての、そういったメンタル等で休んでおられるとか、そういったことについてがちょっ

と目につくような感じもしますけど。それについての対応というか、そういったものについてお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） メンタル等で休んでいる職員への対応ということかと思います。

そういったことにつきましても、私なり衛生管理者のほうから連絡を取りまして、面談できるような状態であれば、役場とはちょっと違う建物に、職員と会わないような形で来ていただいて、今の状況をお話ししていただいたり、それができないということがあれば、電話等でお伺いするという形で対応しております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長の方から答弁いただいたんですけど。私が主としてお尋ねしているのは、ある部署にメンタルヘルスで休んでおられる職員が偏っているということで質問しておりますけど。

そうした場合の原因というのは、本人さんもあろうし、またその職場内の空気とか、そういったものも見受けられるんじゃないかと思うんですけど。

休んだ方については、今、総務課長のほうから伺ったんですけど、逆にその組織全体的なことです。

先ほども申しましたように、潜在的な職員もいらっしゃると思いますけど、それについての各課です。特定の課ちゅったら、あれなんですけど。そういったふうな課に対する指導というか助言とか、そういったものについてはどのようにされているのかをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議員の御質問の前提になってある、特定の課にメンタル等で休んでいる職員が集中しているっていうふうには私自身は認識をいたしておりません。メンタル等の不調の職員というのは、各課にございます。

また、メンタルが不調になった要因につきましても、それが仕事に起因をするのか、あるいは家庭環境とか仕事以外に起因するのか、あるいは対人関係に起因するのか、色んなメンタルで体調不良になった要因がございますので、そこは一概に、なかなか判断するのは難しいというのが現状でございます。

また例えば、そのメンタルの不調が仮に、例えば特定の方によるパワーハラスメントとかそういうことがあるようでしたら、そこは当然、所属として指導をしているところでございます。

また、恐らく今言われている課っていうのが、たまたま病休の者と育休の者が複数出ている課は確かにございますので、そういう面もあって言われているのではないかなというふうに思いま

す。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 1つ私が申し上げたいのは、職員の方も競争率の激しい中で大刀洗町の職員となられておりますので、最終的に退職、今は60ぐらいばってんが、将来的には65とか70歳まで仕事をされるというふうに想定しておりますが。その職員さんの気持ちも、十分もう町長も教育長も考えられていると思うんですけど、やっぱり職員が働き方改革の中で、意欲があって能力を十分に発揮できる環境をつくっていかれることが重要な課題であるというふうに私は考えております。

それで、働き方改革については、いろいろ町長、教育長から回答をいただきましたが、要は職員が職務遂行する上で、管理職は健康管理のために職員のメンタルヘルスに十分注視され、職務に支障を来さないように留意していただくようお願いして、第1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、大きな2番、行政・福祉サービスについて質問をいたします。

最初に通告には、「町内案内板を」というふうで通告しておりましたけど、正式には大刀洗町総合案内板という形が正しいので、これ修正を議長お願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 発言の中で訂正してください。

○議員（8番 東 義一） はい、分かりました。

それでは、（1）番目の庁内玄関前に設置してある大刀洗町総合案内板の修理時期についてお尋ねいたします。

これにつきましては、令和3年の12月の定例会の一般質問の中で、町有地の施設の整備点検の中での大刀洗町総合案内板が劣化していることが周知したというところで質問をさせていただいておりますが、この修理時期、これにつきましては今年度の予算に、企画費の需用費だっと思うんですけど、修繕費でサインの塗り替えで100万円というのは計上されておりますが、修理時期はいつなのか、それをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは東議員質問の行政・福祉サービスについて答弁をいたします。

庁舎玄関前に設置してある案内板の修理時期についての御質問でございます。

当該案内板については、本年度中に修理する予定でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁をいただいたんですが、当然、令和4年度の予算ですか

ら、今年度中ということは分かるんですけど。実際、町長、副町長、教育長、役場職員の方も、その現場を見られたことがあるかどうか、まず確認します。

○議長（安丸眞一郎） 現状を知っているかということですか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

当然見ております。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） これにつきましては、先ほど申しましたように、昨年12月に私が質問をさせていただいた件なんです。12月に。それよりも前から、もう劣化状態が始まっていたというふうに私は認識しておりますが。その間、町外からの来町者、それと今年、コロナ関係が落ち着いたちゅう考え方で、視察研修にお見えになるんです。

それと、テレビ関係も町のほうに撮影に来てるんですけど、ある時期、テレビカメラがちょっと玄関において、そこを向けたんですが、ぱっと外したんですよね。そういうふうに劣化しているのを、やっぱりテレビ局としても撮影したくないという心遣いだというふうに私はっておりますが。

町長がおっしゃるように、今年度中じゃなくて、もうかれこれ先ほど説明したように、去年の9月ぐらいから劣化しているんです。一番、町役場の玄関なんです。これは総合案内板ですので、大刀洗町にはどここの名所があるとかそういったものを明記しているんです。

だから私自身、予算も令和4年度でつくってありますので、それやったら、私がサイン関係ちょっとやったんですけど、そんなに時間かからんと思うんです。

だから、そういったことでその間1年間、もう大刀洗町の顔に、泥を塗ったと言ったらいかんばってんですね、恥ずかしい思いを私自身しているんです。これを自宅の家に例えれば、自宅の家の玄関のガラスがずっと割られているような状態というふうに、例えは悪いんですけど、これについても予算も計上されてありますので、そう時間は変わらないと思うんです。

そして、また今度、ドリームまつりとかいろんな祭りがあると思うんですけど、そういった形で、町長の答弁では、今年度中というかですね、じゃあ逆に言えば、こういったように物価高になっておるから、経費がまだ変わるかもしれんとですよね。そういったことも注視されて、早急をお願いしたいと思います。

次に行きます。次については、イベント会場設営の際、来場者、これは特に身障者、高齢者、妊婦の方に対する対応について質問をさせていただきます。

これにつきましても、町の知名度向上のため、多くの町民または庁外者の参加を促してのイベントが開催され、数多くの成果を上げていくことについては、承知しているところでございます。

がしかし、会場設営はイベント前日いわゆる平日にされており、役場業務中なのですが、来庁

者に対する対応について、どのように留意しておられるのか、また設営されてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員の御質問にお答えをいたします。

イベント会場設営の際に来場者に対する対応についての御質問でございます。この質問については担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

大きなお祭りとしては年に2回、枝豆収穫祭とドリームまつりが大きく駐車場を封鎖して開催するお祭りになっております。

その際、役場庁舎へ来庁される障害者、高齢者、妊婦などの駐車場については、ぬくもりの館横のハートフルの駐車場を利用いただくようお願いしているところでございます。

しかしながら、この年に2回でございますが、通常時とは異なるため、どうしてもあの駐車台数に限りが出る現状でございます。

この封鎖する期間としましては、イベントが開催される週末前、役場が開庁している曜日で言いますと、前々日木曜日の午後過ぎから金曜日終日の1日半ぐらいでございます。現在設営業者とも協議をして、設営中もなるべく庁舎へのアクセスを妨げる時間が短くなるように配慮してもらっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） それでは、私のほうから再質問をさせていただきます。

これにつきましては、先月かな、7月に、枝豆祭が開催された訳なんですけど。たまたま私が、役場のほうに用件があって来庁したんですけど、ともかくもう駐車場が止めるところがない。それと、もうテント関係でも駐車場の半分関係は全部設営されてあるという形で、私が思ったのは、例えば、身体障害者の方、体の不自由な方、それと高齢者の方、それと妊婦の方。この方が駐車場も遠くになって、そしてどのようにして役場の用件を満たされるのかというのが疑問に思ったんです。

ただ、イベントはイベントとして、私は悪くはないと思うんですけど。何かイベントの方に視点が行って、そういった来庁される方についての心配的なものを、やはり考えていただく、考えていただいているとは思んですけど、さらに考えていただかないと。たまたまその日、事務局のほうに用件があって上がっていったら、マイク放送があったんです。何だろうとマイクのほうに耳を傾けていたら、職員の方で車を駐車されてある方は、北のほうに移動してくださいとい

うふうなマイク放送があったんです。

それと、あとでホームページを見よったら、いろんな高齢者の方とか体の不自由な方については、ぬくもりの館のほうに寄って用件をさせてくださいというふうな事柄があったんです。

そしたら、ぬくもりの館のほうから来れば、自動ドアじゃないんです。スロープは上がっても入っていかれんとですよ。そういった形ですと教育長の方も同じようにあのふれあいマラソン大会がございまして、まあこっちというか状況は分かりませんが、そういったことも同じだと思うんですよ。

だから、イベントはイベントでいいと思うんですよ。ただその先ほど申しました身障者の方、また高齢者の方、妊婦の方についての配慮というものも十分していただかんと、そこでまた住民から、何をば行政やってんのかというふうな、私も役場に用件があつて来ているのに、イベント関係で、スムーズに玄関を通ることができないのかというふうな不信感が出てくると思うんです。

この件については、検討というか、ドリームまつりも、また近々開催されるということで聞いておりますので、それはもうスタッフだけじゃなくて、十分それぞれの考え方を、今までは今までそういった考え方であったと思いますけど、やはりこれからは、町長がいつも言っておられる福祉のまちづくりということも入ってきていると思いますので、その点十分、留意というか改善すべきところは改善していただきたいというふうに思います。

それと、最後になりますが、中学校の玄関に上がる階段に、シェルター、雨除けの設置の考え方についてお尋ねいたします。

実際、中学校の玄関に上がる階段については、御承知のとおり手すり等のバリアフリー、それと階段には滑り止めですか、そういったものも設置してあるということは承知しております。

しかしながら、階段に雨除け等の設置がなされていけませんので、雨天時、雨の降るとき、あるいは雪の降る日あるいはまた積雪のときに、滑ってですね、階段を踏み外したりして事故等が想定されるというふうに私は考えておりますが、設置の方法についてはどのように考えておられるのかということと、今までにそういった設置要望があつたかなかつたか、その点をお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、御質問の東議員の御質問の、中学校の玄関に上がる階段、雨よけの設置についてでございますが。これは担当課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、答弁いたします。

東議員御質問の、中学校2階に上がっていく部分の階段についてのシェルターの設置をどう考えているかということでございますけれども。

まず、議員が先ほど御質問の中にありましたとおり、令和元年度にですけれども、2階に上がって行く階段の部分については、上がるところに滑り止めのテープというか、そういうものを設置している状況でございます。

学校のほうに確認しましたところ、利用者、中学校の教員等から、また、学校を利用されるOBというかそういう方たちからについても、そういう改善等の要望はございませんということでございますので、今のところシェルター等について、雨よけについては、設置する予定はございません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の答弁いただけたんですけど、要望がないならしない、要望が上がったらするというふうな考え方でよろしいんですか。現在のところ要望がないという形で受け止められておりますけど。近い将来、2年後3年後に、処置してくれというふうな要望があったら、そのときに考えるという形の解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 学校関係の改修なり修繕等につきましては、まず考え方としましては老朽化等について、老朽化とかですね、人命に関わる部分とか安全面とかについて必要な分について、そちらのほうを優先的に改修を進めていきたいというふうに考えております。

ですので、まず雨よけの部分については、まだ滑り止め等も設置、手すり等も設置しておりますので、現在のところ設置する予定はございません。

もし、何らかの、先ほど議員の質問の中で、積雪等によって滑る可能性もあるというふうな御発言もありましたので、そういう部分につきましては、今後、学校関係と必要かどうかについてまた確認を取りながら、設置に向けては検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 最後に、子ども課長が答弁されましたように、そういったことで要望が上がっていないということは分かるんですけど、やはり課長あたりも教育長あたりも、学校関係については色んな用件があっただらいいと思いますので、もし今度行かれる場合は、雨の激雨のときに行ってから考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらく休憩をしたいと思います。

議場の時計で13時30分から再開をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時30分

○議長（安丸眞一郎） それでは休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 団体との関係について
2. 各種行事のありかたについて
3. 環境・ごみ処理の今後について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従って、順次、質問をさせていただきます。

本日も大きく3点について質問でございます。

大きな1点目です。特定の団体との関係について。

去る7月8日、安倍前首相が選挙運動中暴漢に襲われ、凶弾に倒れ亡くなったことに心からお悔やみを申し上げます。

暴力によって人の命が奪われることは絶対にあってはならず、まして公職選挙法に基づく街頭演説中に襲われるということは、民主主義への挑戦であり、許すことのできない暴挙であります。今後、事件が適正に捜査され、再発防止も含めた対応がなされることを期待いたします。

一方、この事件を機に特定の団体、すなわち世界平和統一家庭連合、旧統一教会と政治の関りあるいは行政への接近、同団体による反社会的な活動などが、にわかに取り沙汰されるようになりました。

一連の報道の中では、政権をつかさどる政党の幹部や多くの国会議員、地方議員などの団体が関りを持ち、場合によっては選挙区協力や献金、集会への参加や祝辞など濃密に関わりがあったとのことであります。

県内においても現職の国会議員や地方議員、首長にも関係のある方がいたとの調査結果が報道されており、当該団体と政治との深い関わりに多くの国民が衝撃を受けております。

また、行政機関との関係においても、清掃ボランティアや災害ボランティア、あるいは別の団体名を使っの、自治体の名義後援などが各地で明らかになっております。

そこで質問であります、第1に、いわゆる旧統一教会や関連団体について当町との関わりはないか、現状や認識はいかがでしょうか。

第2に、反社会的な活動を行う団体への対応について当町の方針はいかがでしょうか。

第3に、町や教育委員会名での名義後援について、その意義や方針はどのようになっておりま

すでしょうか。

以上3点、見解をお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の団体との関係について答弁をいたします。

まず、1点目の旧統一教会や関連団体との関りについてでございますが、これまで大刀洗町が旧統一教会や関連団体と関わりがあったことはございませんし、今後についても同様の認識でございます。

次に、2点目の反社会的な団体への対応についてですが、暴力団対策法、福岡県暴力団排除条例及び大刀洗町暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者を町の公共工事や事務事業の入札に参加させないなど、県警察と連携しながら適切に対応しているところでございます。

次に、3点目の名義後援の意義や方針についてでございますが、事業内容が住民の福祉、教育、芸術文化などの向上に寄与するもので公益性があるものや、町の政策の推進に寄与するものなど、町としてその趣旨に賛同し支援する価値があると認められる事業に対して、町の後援名義の使用を承認しているところでございます。

その際、営利目的や政治活動、宗教活動、公序良俗に反するものには、町の後援名義の使用を承認しない方針としているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平山議員の御質問、3点目の教育委員会の名義後援についてその意義や方針について答弁いたします。

教育委員会では、先ほど町長が答弁いたしましたように、教育委員会では学校教育関係団体あるいは社会教育関係団体、その他教育委員会が適当と認める団体等が行う教育、芸術、文化、スポーツ等の振興に寄与する事業に対して後援を行っております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

1点目ですが、認識ということで、この当該団体については、一般マスコミでもかなり報道されておまして、住民の方の関心も非常に高かろうと思えます。

町として、この当該団体に対して、どのような組織であるか、あるいは反社会的な行動を行っているという団体であるという認識がおりかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、2点目の答弁とも重なるんですけども、現行法上、反社会的な団体として法律等で規制されているのは、暴力団関係だけではないかというふうに認識をいたしております。また、言われている旧統一教会がどのような団体であるかというのは、基本的にマスコミ報道等で報道されている内容しか了知しておりませんので、基本的にはその団体がどのような行動なり、あるいは社会的な問題がある活動をされているか、そこについては、その情報がきちんと集まる国において、その団体の定義というか評価についてですね、法律で規制するものなのかとかも含めて、判断いただくべき事柄であるというふうに考えております。

ただ一方で、マスコミ報道等によれば、違法な献金等でいろいろ御苦労されている、苦しめられている関係者の方がいらっしゃるということは承知をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当該団体については、なぜこれだけ社会問題になるかというのは、先ほどおっしゃったような、いわゆる宗教団体である、あるいは政治団体であるということを問わず、刑法なり民法に触れるような家庭崩壊や洗脳といったことを、やはり半世紀にわたって繰り返してきた。

それであるからこそ、今、全国の自治体が自らこの旧統一教会との関わりを調査し、公表したり、あるいはその反省を踏まえて、今後は、統一教絵がこういう団体であるから、行政としても一切関わることはないというような宣言を行う自治体が、今、相次いでいます。それが全国の趨勢だろうと思います。そこをまずお含みおきいただきたいと思います。

いわゆる統一教会というのはどういう団体かと言いますと、韓国で文鮮明（ムン・ソンミョン）氏によって1954年に韓国で創設された新興宗教の宗教団体とされています。

ところが、実態は1960年代より学生を狙った勧誘や洗脳あるいは霊感商法などによる被害が再三社会問題となってきました。私が大学に入る90年頃も大学内外における勧誘や洗脳、社会からの隔絶といった行動は問題となっておりました。町長さんの時代も多分同じ頃だったと思います。

私入った立命館大学では、きちんと大学名で当時新生に対して統一教会イコール勝共連合を名乗る団体に注意と、このような活動をしている団体であると周知を行っていたと記憶しております。その件もありまして、私の周囲では幸いこういったものに影響を受けた者はいませんが、やはり自分の子供が行方不明になったと言って、親御さんが大学までつてを頼りに探しに来たこともありました。家庭崩壊、人生崩壊を招く様々な反社会的活動が繰り返されてきた時代であります。

全国霊感商法対策弁護士連絡会によりますと、1987年から2021年までの霊感商法の被

害総額は約1,237億円に上ります。統一協会がコンプライアンスを強化したと主張する09年以降も被害は続いています。

また、集団結婚も引き続き行われています。全人類をサタンの血統とし、これから逃れるには統一協会が選んだ相手との集団結婚、祝福を必須としています。言葉が通じない外国籍や年齢が離れた人との結婚もあり、深刻なDVや経済問題が頻発しています。

また、最近注目されているのが信者2世への人権侵害です。親が統一教会から常に献金を求められるため、子供が貧困に陥っています。統一教会はSDGsや地域清掃、ボランティア、霊感商法などで正体を隠して接近します。政治家や行政が関与して、統一教会や関連団体の活動の広告塔となり、実質的に団体へのお墨付きを与えることはあってはならないと思います。

こうした点でも、今、全国の政治家や行政に対してこの団体との関わり、そして今後、関わるのか関わらないのかといった意思表示というものが、相次いでいるのだと思います。

先ほど御答弁で、町として、これ今、関わっていないし、これまで関わることもないし、将来にわたってもそうだという御答弁がありました。1つお聞きしたいのが、町長自身については、現在または過去において何かのお間違いで当該団体と関わりがあったということはございませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

私自身が旧統一教会に関わりを持ったことはこれまでございませんし、今後についても同様の認識でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多分、自治体としても町としても、今後とも関わる予定がないと。

先ほどは、町長は暴力団とかそういう反社会的な定義とはあるからこれはどうかっていうのはあるけれども、やはり関わるということがないと、予定もないということがおっしゃっているっていうことは、やはりこの団体に何らかの問題というものが生じていることであります。

他の自治体では、先ほど申し上げましたように自発的な調査や公表、今後の対応についての公の決意などは、関わらないという明言や、住民に対しての宣言の行う自治体もありますが。例えば、当町としても引き続き遡って調査を行うことや、こうした公表、住民に向けた意思表示も行う可能性もあると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

現時点で私自身の認識としては、大刀洗町としても私自身も当然ですけども、旧統一教会と関わりがあったことはないというふうに信じておりますし、今後も同様でございます。

ですので、宣言と言われましたけれども、町民の代表の皆さんが集まる議会の場で、一般質問の場で、そういうことはないんだというふうに答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。全国的にそういう事例があるということを含みおきください。

申し上げてまいりましたが、このように反社会的なカルト集団としての側面がある一方、この当該団体についてはもう一つの政治的な側面も重要であります。国際勝共連合という名称での、反共謀略組織としての存在活動であります。

米ソ冷戦を背景として、統一教会の反響反動の政治活動を政権党が利用してきました。特に故安倍氏は祖父の代から団体とのつながりが深く、安倍政権成立以降に、さらに統一教会への積極的な関係が深まったとされています。

すなわち美しい日本とか太平洋戦争を正当化とか韓国や中国など近隣アジア諸国への嫌悪感を前面に押し出す安倍氏と片や日本を隠した資金源とみなし、日本人を徹底して食べ物にする統一教会は、一見して対立する構図に見えますが、なぜこの2者が親密な関係をつくってきたのか。それは反共という政治的一致点があるのであり、このことによってなぜ政権与党たる自民党が、反社会的カルト集団とかくまでつながってきたか、すぐには断交できないかということの本質が見えてくると思います。

実際に統一教会イコール勝共連合は各種選挙において政党ができないような謀略や反響行為を行う実働部隊として稼働してきた歴史があります。さらには本来カルトや反社会的集団を取り締まるべき公安調査庁や国家公安委員会までが、委員長や組織そのものが統一教会と深く関わってきたということも明らかになっています。もはや日本の安全保障は機能していないのではないのでしょうか。

こうした方針の下で、日本共産党は統一教会の団体から最も敵視され攻撃されてきますが、半世紀にもわたってこれらの団体と厳しく対峙してきました。霊感商法や家庭崩壊被害に対しても民主的な弁護士さんや団体と協働して救済と賠償を求める運動を続けてきました。こうした事実をもっと国民の皆さんに知っていただき、評価していただきたいと思います。

私はその党の一員として、統一教会の反社会性、反道義性、政治との癒着を広く伝えるとともに、町民をはじめ日本の皆さんがこうした団体にだまされたり影響することのないよう、行政においても毅然とした態度表明と対策を求めたいと思います。

なお、日本共産党は統一教会の教会の漢字はあのチャーチの教会じゃなくてアソシエーションの協会を一貫して使用しておりまして、ネットでは誤字ではないかと随分騒がれたんですが。もともとチャーチではございません。アソシエーションのほうです。途中から何かキリスト教を装

うために、チャーチのほうになっておりますが、本来チャーチとは何の関係もない団体だと考えています。

2点目です。反社会的なところですよ。宗教団体だろうが政治団体だろうが申し上げてきましたように、法を犯したり厳しく反社会的な活動を行えば、当然法による裁きや損害賠償、世論による批判を受けることになるし、本来は宗教法人としての認証を取り消されてもおかしくない団体だと思います。

ところがここにも政治の介入が匂わされ、逆に名称変更は許可され現在なお活動しています。またその反社会的性格のゆえに様々な関連団体を持ち、異なる名称を隠れ蓑に国民や政治、行政への接近を試みています。

その結果、政治家や自治体を広告塔として信頼を勝ち取り、さらなる反社会的行為を進める原動力となっています。今多くの方々の努力により、関連団体の一覧や被害の状況が公開されています。これらの情報を活用しながら、当町においても引き続き関係を持つことのないよう対応していただきたいが、その認識で相違ございませんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

旧統一教会とこれまでも関りを持っていないし、今後、持たないというのは先ほど来答弁しているとおりでございます。

一方で、旧統一教会がどうこうではないんですけど、今の現行法上においてカルト的な宗教団体を取り締まるような現行法はないんじゃないかと思っております。だから当然、刑法なり民法の現行法に違反するようなことであれば、それは当然処罰されるべきだと思っております。

また、旧統一教会にかかわらず、信教の自由とか政治活動の自由、個人としてはそれは当然認められるものでございますので、そこまでは現行法上は否定できないんだろうと。

ただマスコミ報道等で報道されていますように、もし仮に団体としての旧統一教会がいろいろな違法行為を仮にしていたとして、それを覆い隠すために政治に接近して政治の方がそれをゆがめるようなことがもしあるのであれば、それは問題であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。先ほど、反社会的のその御答弁にもありましたが、暴対に関する指針と併せて、法務省が策定している企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針や、企業の具体的指針というものはまた参考になろうかと思っておりますが、その辺についての検討は担当としてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員が御指摘があった企業等でされているような取組について、今時点で詳細にあの了知していませんので、それについての評価は差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、現在国においてですね、この旧統一教会問題については9月の5日から30日までを相談集中強化月間ということで、いろんな取組に対する相談体制を取られております。これについてはそれぞれ地方自治体においても相談等があった場合は、それぞれの専門機関のほうに紹介するようにということで、相談内容に応じたフローチャート等を頂いておりますので、それに従って対応しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） よろしく申し上げます。

それから、政府が入っている月間についても、多分、非常に貧弱な対応体制でありまして、もう100回電話しても繋がらないとか、やっている感というのが申し訳ないけど何か満載な感じがいたしますので、やっぱり国のそれを待つことなく、地方自治体でも同様の取組を広げたいと思います。

3点目です。後援名義についても要項にのっとり適切な判断をお願いしたいと思います。なお、他の自治体を見てみますと、これも逆に、純粹に平和に関する行事とか、例えば原水爆禁止に関する催しなどが、逆に政治的だとみなされ後援を拒否するというような逆の反動的な現象も近年見受けられるところであります。

ですから、こういう反社会的集団との関係は断ちつつ、こうした真っ当な平和活動については、やっぱり臆することなく適切な後援など決定を行うように、引き続きお願いしたいと思います。

これまでのような一国の首相や政治家や行政が間違っても、こうした統一教会の広告塔となり多くの被害者を出してきたことが今後も起きることのないよう、改めて求めるものであります。

1点目の最後に、国葬というものが今問題になっていますが、多くの世論調査で反対が賛成を上回るなど国民の多くが反対し中止を求める声が高まっています。こう言うと、故人をおとしめるようなことって言われることもありますが、そもそもこの故人を政治利用し根拠のない国葬で政権の浮揚を図り多くの国民の反発を招き、最も故人の名誉をおとしめているのは誰なのでしょうか。国葬を強行しようとしている首相政権そのものではないでしょうか。

根拠のない憲法違反の事業であり、私どもは中止を求めています。当町においてもくれぐれも住民や職員、学校に弔意や半旗を強制することないよう強く申し述べるものです。これについては以上で終わります。

大きな2点目です。各種行事の在り方についてであります。

新型コロナウイルスの流行から3年目を迎えました。多くの行事がこの3年間中止になったり

縮小したり、住民の皆さんも行政も大変悩んで実施や中止を決断なさっていることと思います。

とりわけ主催する側としては、行事を実施することによって、もし感染拡大やクラスター発生等のことになれば大きな責任を負わねばならず、判断が慎重になるのはやむを得ないことと承知しております。

私も地域などでは主催者側に立つこともあり、本年度も開催の可否を役員さんと協議し、多様な意見が出る中で大いに悩んだものであります。今後もコロナの影響はしばらく続くと考えられることから、こうした判断の苦労も続くものと思います。

そこで町が主催する行事についての指針をお聞かせください。

第1に、町が主催する各種の行事について、実施等の判断の基準及び方針はいかがでしょうか。

第2に、コロナの感染拡大とは別に、近年は地域によっては少子化による子供の数の減少や人口偏在による各区ごとの戸数、人口なども大きく差が出るようになっていきます。こうした現状を踏まえ、分館対抗行事や子供参加の行事の在り方について、町の見解と今後の方針はいかがでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の各種行事の在り方について答弁をいたします。

まず1点目の、コロナ禍において町が主催する各種の行事について、実施などの判断の基準及び方針についてでございますが、基本的には国から示されております新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や福岡県が出しているイベント等の人数制限基準等を踏まえ、参加団体の御意見をお聞きしながら、町が主催する各種の行事であれば町が、実行委員会形式の場合はそれぞれの実行委員会において判断し、決定をしているところでございます。

次に、2点目の分館対抗の行事や子供参加の行事についての見解と今後の方針につきましては、教育委員会から答弁をいただきます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 2点目の質問につきましては、担当である生涯学習課長が答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、私から答弁をいたします。

分館対抗行事については、小学生のキックベースボール大会が23回、バレーボール大会が50回、少年相撲大会が48回、町民体育大会が49回開催されており、いずれも長い歴史を持つとともに地域の団結や交流促進それから子供の健全育成等、大きく貢献してきたと考えています。

しかしながら、令和2年度からのコロナ禍に伴い多くの大会を中止してまいりました。バレーボール大会こそ7月に3年ぶりに開催をしましたが、それ以外のキックベース、相撲、町民体育大会については、今年度も含め3年連続の中止としたところでございます。

いずれの大会も今年度は開催する前提で準備を進めておりましたけれども、4月に予定していましたキックベースボール大会は第6波の影響で中止となり、8月末に予定をしておりました相撲大会については、7月末に開催をしました説明会において、やはりコロナの影響により全分館より不参加の意向を受け、中止としております。

この際、分館に対してアンケートを実施しましたところ、コロナの影響以外にも子供の相撲離れであったり、指導者の不足、選手としての子供自体が少ないなどの理由により、相撲という競技の継続を望まないという意見が多数を占めたところでございます。

この結果を受けまして相撲大会については来年度以降、相撲という競技での継続は難しいのかなど、ほかの競技での開催を模索しているところでございます。

また10月に予定しておりました町民体育大会は、飲食への不安が根強いことから今年度は競技数を減らし、午前中での開催として、9月5日の説明会で提案をしましたが、こちらもやはりコロナの影響への不安から、各分館や老人クラブを中心に出場に難色を示され、こちらも中止を決定した次第です。

今後の方針についてですけれども、競技の変更を検討する相撲大会以外の分館対抗行事については、各行事が持つ長い歴史それから地域の団結、交流促進の観点から、来年度以降もこれまで同様開催したいというふうに考えております。

ただし議員御指摘のように小学生競技への少子化、人口偏在の影響はかなり大きく、また成人の競技であるバレーボール大会についても、今年度は開催しましたが、6分館が選手不足で出場を辞退するなど、人口偏在の影響は小さくないところでございます。

今後、チーム編成ルールであったり、現在もあります里帰り出場規定の見直し、それから分館同士のさらなる合併出場の推進等進めまして、少子化人口偏在の問題に対応するとともに、地元負担が少ない参加しやすい行事になるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

以上で平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では再質問させていただきます。

1点目ですが、私も何でもこう中止したほうがいいとか言う立場ではございません。ただ、やはり一住民としても、先ほど答弁がありましたように、主催が町の主催であっても、実行委員会形式か否かという違いはあるかと思いますが。それから、国ないし県の開催基準っていうのも、基になっているとは思いますが。

やはり、住民としては開催か中止かの判断の基準が非常に見えづらいと。そういうふう聞いてみると分かるんだけど、例えばある祭りはやるんだが、ある運動会はやらないとかいうことが、我々がその地域行事についても町はこれはやっているがこれはやっていないが、我々はどうするのかというのが、非常にあの悩ましいところであります。

こうした国・県のコロナ対策機対応基準とか、いろんなまたその実行委員会形式によるとかいうその過程やその基準があると思うんですが、その判断基準というものが、よく住民に見えるような運営をやっていたきたいと思います。

町はやっているのに、校区センターでは実施しないのかという御意見もあるし、また逆もあります。そういうことで、その開催と中止の基準あるいはその基準となるものを住民や議会にも、よく今後明らかにしてほしいですが、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮なんですけれども、今、議員から御質問があった件につきましては、まず国が示している基本的対処方針というのがあります。それからイベントに対する県等の基準がございますので、それに基づいて町としては判断をしております。

またその際には、参加団体の意向、開催は可能だけでも本当にこの時期に開催しますかっていうのを、参加団体の方の意向を確認しながら実施をしておるところでございます。当然その時に緊急事態宣言が発令されているとか、あるいはまん延防止等重点措置が発令されそうだと、その時その時の感染状況も影響いたしますけれども、そういう参加団体の意見を聴取しながら、開催の可否を判断をいたしているところでございます。

なので、当然、同じような時期なり内容なのに、何でこちらは開催して、こちらは開催しないのかという御意見は出てこようかと思えます。

例えば校区の夏祭りであっても、本郷校区は開催いただきましたけれども、ほかの校区は開催を中止をされています。それはやっぱりそれぞれの校区のほうで話し合いをされて、参加者の意見を踏まえて、それぞれ決定されたんだろうと思えます。

よく引き合いに出されますのが、枝豆収穫祭は開催しているのに、何でドリームまつりや町民体育大会は開催しないのかとかそういうのはよく、私自身も町民の方から聞かれるところはございます。

それは先ほど言ったような、基本的な考え方に基づいて判断をしているところでございまして、枝豆収穫祭については参加団体のほうに、今年どうしますかというふうに、毎年、参加団体の商工会をはじめいろいろ参加者のほうに、出展者のほうに確認しますけれども、ぜひ開催してほしいというふうな意見が多数でございましたので、感染防止対策を検討した上で実施をしてきたと

ころでございます。

一方、ドリームまつりであったり、あるいは町民体育大会であったりすると、やっぱりそこはある程度それぞれが老人クラブなり、あるいは保育園だったり小学校であったり団体として、いろいろ感染に対する懸念っていうか、あるいは選手集め等で難しい面もあって、難しいというふうな御意見がありましたので、そこはそのご意見を尊重して中止となっているところだと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

すみません、私の言い方がちょっと正確じゃなかったかもしれませんが、いろんなものを開催とか中止するに当たって、判断のプロセス、国の基準が今こうあって、現時点で県の基準がこうあって、例えば実行委員会があってこのような協議のプロセスでこうなったので、この事業は実施する、これは事業は中止としたというプロセスが、もっと住民に強いて言えば、もうちょっと狭く言えば、議会に明らかに、実施するという中止するという結果だけではなくて。

そうであれば、町はこのような根拠において実施をする、中止をするというのがクリアに見える化すれば、我々も地域に持って帰って、町はこのような根拠でやっとなんだということが明らかになると思いますので、そこら辺をお願いしたいということであります。

じゃあ改めて、ちょっとどうでしょうか。その辺のプロセスの見える化が、開催とか中止の決定に至るプロセスが少し見えたほうが、住民にとっても議会にとってもいろんな分かりやすいというか、判断がしやすいんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員の御質問の点は、お気持ちとしてはよく理解できます。

ただ、どういうふうなお伝え方をした場合に、それが分かっていただけなのかというのは、ちょっとそこは研究というか伝え方を検討しないと、なかなか議員がお求めになっているような分にまとめたような説明になるのかどうか。

例えば町民体育大会についても、各区なりあるいは分館なり、老人会のほうの賛同もできなくて中止しましたっていうのは、ホームページ等でも出していると思います。また議会からお尋ねがあった際なり、あるいは何かの機会を通じて議会のほうにもお話をしたいと思っておりますけれども。

今、答弁したとおりなんですけれども、どういうふうにそれぞれの行事について、どういう機会を通してあるいはどういう手法を通じてお伝えすればいいのかというのは少し勉強させていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私はこのコロナ禍における1枚A4のテンプレートがあればいいと思います。いわゆる開催日と協議時点での基準、国県基準。で、実行委員会との協議というのがフローチャートであって、実施、中止っていうのが1枚あって。

それは、例えば議会に対して、何かの開催の案内ないし中止の案内をするときに1枚あるような。あるいはその議会に渡すかどうかはともかく、そういうものが1枚きちんとそのコロナ禍におけるその開催中止の根拠として備えておくというのは、1つ手だと私は思っております。よろしくをお願いします。

2点目です。分館行事、とりわけ子供のことでありますが、先ほど御答弁もいただきましたように、大人は一つさて置きまして、子供にしわ寄せや何か意図しないことを強制されたかのような経験が残るようなことがあってはならないと思います。

例えば、分館の人数が少ないので、本当はもう5人で戦わないといけないんだけど3人での出場をせざるを得なかったという団体戦で戦わせるといったことや、分館に1年生がいないので、2年生がハンデをつけて1年生のところで競技に参加させられるとか、恐らく本人たちの意思に反する競技参加も近年多かったのではないかと思います。大人の都合でこのようなイレギュラーな出場を余儀なくされて、子供の心に傷が残ることのないように切に願う次第であります。

先ほどおっしゃったように、この校区により子供の数も違いますし、校区内でも大堰の人数は同じであっても、今、御承知のように大堰の中でも分館による大きな偏りが生じておりますから、その偏在は大きいです。

今後もお答えもいただいたんですが、その今後の分館行事の検討に当たっては、住民や保護者あるいはその当事者の子供たちなどとも十分な議論が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今後の子供参加の行事についての考え方についての質問だと思います。議員からありましたように、先ほども答弁で申したとおり、全ての大会が50回前後、続いてきておりますので、毎年やるのが当たり前となってしまっていて、子供が少ないとかそういった事情があるのに、出場するのが当たり前というところで、無理に出場してきていただいたという経緯が確かにあったらと思います。

例えば相撲大会であれば、3人で出場すれば最初から不戦敗が2つつくとか、そういった状況があったかと思います。そういった点も踏まえまして、今後については例えば相撲大会については、男子しか参加できませんが、男女で参加できて指導者の負担も少なく、また手軽に楽しめるようなニュースポーツを中心に検討していきたいというふうに考えています。

御意見でいただきましたように、その際は地元分館であるとか、実際に競技をする小学生、そういう皆さんの意見も聞きながら進めたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから先ほど1問目の答弁で、先にいただきましたが、特にやっぱ相撲に関する御意見です。私もPTAの役員やっておりますので、いろいろ当事者からお聞きをいたしました。先ほどありました、子供がいないと。いるけど、やりたがらない。やる意義が分からない。それから、指導者がいないと。また、あのスタイル。ふんどし等の着用は恥ずかしいと。それと、また親も2年間やっておりませんので、これは相撲に限りませんが、ノウハウが分からないという、いろんな問題がございます。

それから、やっぱり相撲特有の問題として、その安全性の問題がございます。経験者も未経験者もなく無差別に、学年上で対戦させれば、体格差によってこう一発で吹き飛ばされることもあり、大変危険でございますし、私も非常にその危険なものを目撃したこともあります。これは、双方の子供にとっても好ましいことではないと思います。

おっしゃったように、他の競技であれば、まだ参加したいという声もございますので、先ほどの御答弁にありましたような方向でお願いしたいと思います。

コロナ禍でいろんなものが中止を余儀なくされましたが、逆に、その見直すべきもの、あるいはそのなくても何とかなるものというものも、逆に見えてきたこともございます。よく住民とも意思統一して、今後のことを考えていただきたい。特に子供に理不尽な強制がございませんようによくよくお願いしておきたいと思います。2問目は以上です。

大きな3問目です。環境ごみ処理の今後の問題についてです。

御承知のように、世界的に気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など大問題となっています。

国連の報告書では、2030年までに大気中への温室効果ガス、その大半はCO₂ですが、その排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を1.5度までに抑え込むことはできないことを明らかにしています。

パリ協定は上昇幅を2度は十分に下回り1.5度以内を抑えることを目的として、日本を含む196か国が合意し、締結をいたしました。地球の維持のためにも対応は待ったなしの課題であります。地方自治体においても何でも燃やす焼却主義からの脱却とともに、ごみを生産しない燃やさない取組がますます求められております。

そこで質問ですが、第1に今後の環境ごみ行政において町が目指す将来像はいかがでしょうか。

第2に校区センターにおいて資源回収ステーションの社会実験を行なっていますが、その目的

と今後の方針はいかがでしょうか。

第3に、町が参加するごみ処理施設の在り方とそれと関連して町独自の取組の連携はいかがでしょうか。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは平山議員御質問の環境ごみ処理の今後について答弁をいたします。

まず1点目の、町の目指す将来像についてですが、基本的に町の将来像というのは2019年から2028年までの10年間のまちづくりの指針となるのが、この第5次の大刀洗町の総合計画でございます。

この総合計画の中では循環型社会、環境保全社会の推進として、町民のごみ減量化やリサイクル意識が向上し、環境にも優しい取組を進めることを目標とする姿として掲げ、ごみのリデュース、リユース、リサイクルの3Rの啓発、多様なニーズに対応したごみ収集、新たなごみ減量化、地球温暖化への対応について、施策を展開することとしているところでございます。

次に、2点目の校区センターにおける社会実験の目的と今後の方針についてでございますが、大刀洗町ではごみの減量化やリサイクル意識の向上に向け、平成29年度からは資源ごみ袋の値下げ、30年度からは独居高齢者など見守り収集事業や臨時集積所の設置、令和元年度からは外国人向けごみの出し方の作成や廃プラスチックの回収、令和2年度からは小中学校に生ごみ処理機を設置し、昨年度からは小中学校の牛乳パックの回収を開始するなど、ごみ問題にこれまでも取り組んできたところでございます。

しかしながらサン・ポートへのごみの搬入量は年々増加傾向にございまして、ごみの減量の実現のためには、これまで以上に地域住民の皆様の御理解と御協力が不可欠と認識をいたしてございます。

このため昨年度、住民協議会において、改めてごみの減量化、ごみを減らすために私たちにできることをテーマに協議いただくとともに、住民協議会での協議に合わせ本年1月からは本郷のふれあいセンターにおいて、ごみの減量に向けた社会実験を実施してきたところでございます。

このように今回の社会実験の目的は、資源ごみを気軽にらせる場所と生ごみを再資源化する装置を本郷のふれあいセンターに設置することを通じて、総合計画で掲げております3Rの啓発、多様なニーズに対応したごみ収集、新たなごみの減量化、地球温暖化への対応を住民の皆様一人ひとりが改めて考えるきっかけとなることを通じて、町民のごみの減量化やリサイクル意識の向上を図るとともに、ごみというのは全ての人に関連します。ごみ出しというのはですね。全ての人に関係するこのごみ問題を起点としまして、多様な人がふれあいセンターに集うことで、地域コミュニティの活性化すること、すなわち自分たちの地域や町のことを自分たちで考え、行動

し、地域の絆やつながりが深まっていく、そのような大刀洗町流の3RプラスCの活動を目的としているところでございます。

なお、本年6月に本郷のふれあいセンターにおいて、御講演をいただきました千葉大学予防医学センターの近藤克則教授によれば、生駒市の事例ではめぐるステーションを利用することで、健康への意識や幸福感が高い人が増加し、設置1年後では利用しない人と比べて介護予防効果が明らかになったと分析をされているところでございます。

次に、今後の方針としては今月17日から大堰交流センターにおいてもごみの減量化に向けた社会実験を実施できるよう現在準備を進めているところであり、今後、各校区センターに設置を広げることで、全町にわたり町民の皆様のごみの減量化やリサイクル意識の向上とコミュニティの活性化を目指した3RプラスCの活動を推進してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目のごみ処理施設の在り方と町独自の取組の連携についてでございますが、大刀洗町では近隣の朝倉市、筑前町、東峰村、久留米市と共同で、甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織し、筑前町のサン・ポートでごみ処理を実施しているところであり、現在サン・ポートの次期施設の在り方について関係市町村と協議を進めているところでございます。

議員御質問のごみ処理施設の在り方と町独自の取組の連携についてですが、サン・ポートの次期施設の効率的な運営のためにも、また議員のほうから御紹介もありました脱炭素の取組など地球温暖化への対応の観点からも住民の皆様一人一人のごみの減量化やリサイクル意識の向上は不可欠であり、今後とも近隣市町村とも連携しながらごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上で終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問があれば、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。

住民の意識啓発によって3Rとかを取り組むということは分かりましたが、例えば次期施設が、住民は取り組んでいるにもかかわらず、その次期施設が例えばあまりそのリサイクルを推進しないというか、基本的に焼却主義とか溶融主義であれば、ごみ減量が、片やごみ減量しましょう、片や大型の溶融炉等で何でも入れられますということになれば、そこでなかなかごみ減量が進まないという、やっぱり事例が近隣でもよく聞かれるところなのです。

ですから、先ほど御回答いただきましたが住民の意識の啓発、我が事として考えるということとはよく分かりますが、それと連動して、当然その次期の施設が本当にその環境対策に見合ったものであるか、その住民がきちんと我が事として考えて排出を抑制していくに足る、そのそれと全くその機を一にする施設であるかということは、お聞きしたいんです。

そこはやっぱり一本筋が通っていないと、住民にはそういったいろんな手間を強いるけれども、

なぜかこう焼却施設自体は非常に逆にごみを探すような稼働をしているような自治体もございますので、その次期施設の在りかたについて、もう少しその町の方針といいますかいうところがあればお聞かせいただきたいんですけど。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

サンポートの時期施設のごみ処理の在り方についての御質問でございます。

これについては今、関係市町村で協議を進めているところでございますので、なかなかまだ協議がまとまった段階で詳細について御説明をさせていただきたいと思っております。

ただ、どのようなごみ処理方式になるにせよ、ごみの減量化っていうのは必要でございます。どうしても地球温暖化の問題なり脱炭素の問題を考えると、やっぱり何でもかんでもごみの焼却炉で燃やしてしまうというのは問題がございます。

だから、その焼却炉で燃やす量をいかに減らしていくかというのは、それぞれ構成団体が考えるべき問題でございます。

その際、例えば生ごみなんかは生ごみの重量の大きな部分が水分です。だから水分を切ってごみ袋に入れていただくだけで、かなり重量なり燃やす量なり化石燃料の消費が変わってまいります。それはやっぱりもちろん町として取り組まなきゃいけないんですけども、住民の皆様一人一人が、それぞれのごみ出しの際に行動していただく必要があります。

ですから、その住民の皆様の意識を啓発していくためにも、今いろんな取組をやっているところでございます。もちろんいろんなごみ処理方式がありますし、生ごみが本郷のふれあいセンターだったら、バイオガスの装置なんかを入れてはいますけれども、例えば段ボールコンポストであったりとか、そういうのでどんどん各家庭なりで生ごみを処理していただいて、燃やす量を減らしていくというのが大切な、どういうふうなごみ処理施設になったとしても、必要な取組だと思っておりますので、それについては今後とも職員の皆様と一緒に、取り組んでまいりたいと考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように燃えるごみ燃やすごみを減らせば減らすほどコストも減るといような施設でなければいけません。場合によっては火をずっと燃やしとかんといかんから、どっかごみないかみたいな施設もございますので。決してそういうことじゃない、できるだけその燃えるものはゼロに近づけるほど、きちんとうまくコスト減で稼働するような施設。

それから、おっしゃるように、併せてそういった、あの燃やすごみであってもごみ減量を図る点では、町独自も大事だけれども構成市町村が等しく同じ方針をもってごみ減に当たっていくと、やっぱり施設をどうするのか、それから、そのそういうごみ減量をどうするのかという

のはやっぱり厳しく意思統一していく必要があると思います。

必要があれば、何か構成市町村で、もう一つ別の機構があって、ここでできるだけ燃やさないものができると。あるいはサン・ポートができる前は、ある町はたしか生ごみの堆肥化施設を持っていたと思いますが、結局あのサン・ポートができて、逆にそのそれを廃止して、たしか生ごみを燃やすようにしたかと思います。これは本当に歴史への逆行だと思います。

大木町も生ごみを堆肥化することによって、ごみの重量がその1年目に半減しましたね、50%になりましたから。そういう点でもその住民の意識向上とともに、やはり行政の責任として、その核となるごみ処理施設そしてまた構成市町村がどのような意識づけをもってそういったコンセプトでつくるかというのは、今一番問われている問題だと思いますので、これ併せて一本きちんと筋が通る方向でお願いしたいと思います。

町の基本計画を見ておきますと、近年、年々環境問題が問われる中で、基本政策を見た数字じゃ、やや不足ではないかと私は思うんですが。これの見直しも含めてやっていただけないかなと思います。

また環境危機などに対する宣言を行う自治体もあります。こういう気候危機宣言とその打開の方針というものは、やっぱり町として示すという方向性も、一つは今あると思います。

2点目ですが、おっしゃるように、来週から大堰校区センターでも資源回収の社会実験を行うこととしましたが、やはりこの意義とか目的とか将来像について、住民の方からもこれは現行のごみ処理と一体どういう関係があるのかとか、非常にやっぱりいいことだとは思っただけけれども、今後どういう方向をもってこれやっていくのかっていう疑問が多いです。

関係課に聞いたところでは、このごみ減量でもなくコスト削減でもないというお答えがありました。住民からすると今後どうなるのか、二重投資ではないかという疑問も多いんです。

試行錯誤は悪くないんですが、ちょっと行き当たりばったりの印象を受けます。先ほど申し上げましたが、あの基本計画の太い柱を軸に、目標に沿った事業計画をお願いしたいけど、その点は改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど来の答弁と重複して恐縮なんですけれども、総合計画で掲げております3Rの啓発、多様なニーズに対応したごみ収集、新たなごみの減量化、地球温暖化対応、そういうことも考えながら、まずはそのためには住民の皆様の一一人の意識が変わることが必要なもので、そういう啓発面も含めて、今回設置しているところがございますので、御理解いただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そういうことで、まず大元となる処理施設の方針や関連施設の、そ

して住民への啓発というのがあって。

もう一つは、やはりあの先進地の経験を見ておりましたが、住民だけでなく、まずやっぱり町職員の意識向上を重点目標としていただけないかということがあります。大木町の経験でもまず担当の環境課が行ったことは、職員の徹底した意識改革があります。これを徹底して行って、なぜごみを燃やしてはならないか、生ごみを堆肥化すべきなのか、リサイクル推進の意義を入れました。その後に、職員が手分けして町内の集落に入り、数年をかけて分別やリサイクルに着手し、現在の体制をつくり上げています。

様々な試行錯誤を否定するものではございませんが、こうした地道な積み上げを省略しての事業にも見受けられることがあります。ぜひ先進地の経験を参考に、地道な啓発を積み上げてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

大木町の事例でございますけれども、大木町の事例も参考にさせていただきながら、今後取り組みを進めていきたいと思っております。

ただ一方で、大木町と大刀洗町の実情が違う面もございますので、それも含めて、当町に合った進め方というのを、今後模索してまいりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議会としても平成25年に、町に対して提言書を提出しております。現在もおおむねうなずける内容ではないかと思っております。その後、紙おむつのリサイクル事業等も進んでおりますし、また地域では学校リサイクル活動の廃止なども考えられますし、環境に関わるボランティアの待遇改善や子供の環境教育と一体となった地域政策を、できる限り私も協力いたしますので、よく考えていただきますよう求めて、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で本日の議事は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後2時29分
